

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底</p> <p>市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するなど周知徹底を図っておくことが必要である。</p> <p>(2) 関係課等の連携体制の強化</p> <p>市の各課は、災害時に他課とも連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より課間の連携体制の強化を図っておく必要がある。また、震災</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底</p> <p>市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するとともに、研修・訓練の実施などにより周知徹底を図っておくことが必要である。</p> <p>(2) 市各部局・課及び関係機関等の連携体制の強化</p> <p>市は、各部局・課が平素の防災体制の整備及び災害発生時の対応にあたり緊密に連携が取れるよう、組織の確立、計画の作成及び研修・訓練を行うものとする。また、震災時には市独自</p>

改 訂 前	改 訂 後										
<p>時には十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。</p> <p>(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。</p>	<p>では十分な対応ができないことが想定されることから、防災関係機関等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。</p> <p>(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。</p>										
<p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 対策に携わる組織の整備</td> </tr> <tr> <td>1 活動体系の全体像</td> </tr> <tr> <td>2 市の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災関係機関等の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>4 計画的な地震防災体制の推進</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 活動体系の全体像</p> <p>(1) 市の防災体制整備-----【市防災会議、市(総務部)】</p> <p>災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。</p>	第1 対策に携わる組織の整備	1 活動体系の全体像	2 市の活動体制の整備	3 防災関係機関等の活動体制の整備	4 計画的な地震防災体制の推進	<p>3 体制整備の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 対策に携わる組織の整備</td> </tr> <tr> <td>1 活動体制の全体像</td> </tr> <tr> <td>2 市の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災関係機関等の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>4 計画的な地震防災対策の推進</td> </tr> </table> <p>■ 活動体制の整備</p> <p>1 活動体制の全体像</p> <p>(1) 市の防災体制の整備-----【市防災会議、市(総務部)】</p> <p>災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。</p>	第1 対策に携わる組織の整備	1 活動 体制 の全体像	2 市の活動体制の整備	3 防災関係機関等の活動体制の整備	4 計画的な地震防災 対策 の推進
第1 対策に携わる組織の整備											
1 活動体系の全体像											
2 市の活動体制の整備											
3 防災関係機関等の活動体制の整備											
4 計画的な地震防災体制の推進											
第1 対策に携わる組織の整備											
1 活動 体制 の全体像											
2 市の活動体制の整備											
3 防災関係機関等の活動体制の整備											
4 計画的な地震防災 対策 の推進											

第2章 地震災害予防計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後												
<pre> graph TD 国[国] --- 中防災会議[中央防災会議] 中防災会議 --- 防災基本計画[防災基本計画] 中防災会議 --- 県防災会議[県防災会議] 県防災会議 --- 県地域防災計画[県地域防災計画] 県地域防災計画 --- 県地震災害対策計画[県地震災害対策計画] 市[市] --- 市防災会議[市防災会議] 市防災会議 --- 市地域防災計画[市地域防災計画] </pre>	<pre> graph TD 国[国] --- 中防災会議[中央防災会議] 中防災会議 --- 防災基本計画[防災基本計画] 中防災会議 --- 県防災会議[県防災会議] 県防災会議 --- 県地域防災計画[県地域防災計画] 県地域防災計画 --- 地震災害対策計画編[地震災害対策計画編] 市[市] --- 市防災会議[市防災会議] 市防災会議 --- 市地域防災計画[市地域防災計画] </pre>												
1) 市防災会議	1) 市防災会議												
<table border="1"> <tr> <td>ア 設置の根拠</td><td>災害対策基本法第 16 条第 6 項</td></tr> <tr> <td>イ 所掌事務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災計画の作成と実行の推進。 ・災害発生時の情報収集。 ・その他法律、政令による権限に属する事務。 </td></tr> <tr> <td>ウ 組織</td><td>防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。</td></tr> </table>	ア 設置の根拠	災害対策基本法第 16 条第 6 項	イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災計画の作成と実行の推進。 ・災害発生時の情報収集。 ・その他法律、政令による権限に属する事務。 	ウ 組織	防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。	<table border="1"> <tr> <td>ア 設置の根拠</td><td>災害対策基本法第 16 条</td></tr> <tr> <td>イ 所掌事務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要な事項の審議 </td></tr> <tr> <td>ウ 組織</td><td>市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。</td></tr> </table>	ア 設置の根拠	災害対策基本法第 16 条	イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要な事項の審議 	ウ 組織	市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。
ア 設置の根拠	災害対策基本法第 16 条第 6 項												
イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災計画の作成と実行の推進。 ・災害発生時の情報収集。 ・その他法律、政令による権限に属する事務。 												
ウ 組織	防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。												
ア 設置の根拠	災害対策基本法第 16 条												
イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要な事項の審議 												
ウ 組織	市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。												
2) 関連する市の防災組織	2) 関連する市の防災組織												
① 市災害対策本部	①市災害対策本部												
<table border="1"> <tr> <td>ア 設置の根拠</td><td>災害対策基本法第 23 条の 2</td></tr> <tr> <td>イ 所掌事務</td><td>下妻市地域防災計画の定めるところによる、市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施。</td></tr> </table>	ア 設置の根拠	災害対策基本法第 23 条の 2	イ 所掌事務	下妻市地域防災計画の定めるところによる、市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施。	<table border="1"> <tr> <td>ア 設置の根拠</td><td>災害対策基本法第 23 条の 2</td></tr> <tr> <td>イ 所掌事務</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報 </td></tr> </table>	ア 設置の根拠	災害対策基本法第 23 条の 2	イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報 				
ア 設置の根拠	災害対策基本法第 23 条の 2												
イ 所掌事務	下妻市地域防災計画の定めるところによる、市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施。												
ア 設置の根拠	災害対策基本法第 23 条の 2												
イ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報 												

第2章 地震災害予防計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
ウ 組織	災害対策本部の組織は、下妻市災害対策本部条例により定める。		の収集 ・市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに災害予防及び災害応急対策の実施
			ウ 組織
			市災害対策本部の組織は、下妻市災害対策本部条例により定める。
②下妻消防署			②下妻消防署
ア 設置の根拠	消防組織法第9条	ア 設置の根拠	消防組織法第9条
イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務。	イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ 組織	下妻消防署の組織は、消防組織法により構成される。	ウ 組織	消防署の組織は、市町村長の承認を得て消防長が定める。（消防組織法第10条）
③消防団			③消防団
ア 設置の根拠	消防組織法第9条	ア 設置の根拠	消防組織法第9条
イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務。	イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ 組織	消防団の組織は、下妻市消防団の組織等に関する規則により定める。	ウ 組織	消防団の組織は、市町村の規則で定める。（消防組織法第18条）
(2) 防災関係機関の防災体制整備----【市(各部)、下妻消防署】			(2) 防災関係機関の防災体制の整備-----
市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織			-----【下妻消防署、防災関係機関】
			市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関等は、防災

改 訂 前	改 訂 後
<p>を整備するとともに、市との連携を密にする。</p> <p>2 市の活動体制の整備</p> <p>(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底-----【市(各部)】</p> <p>市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知徹底を図る。</p> <p>【周知内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害時において各職員が果たすべき役割(防災業務の内容) 2) 災害時における体制(動員体制等) 3) 市防災計画の内容 4) 市の地震被害想定調査の結果 5) 地震に関する基礎知識 <p>このうち、1)及び2)については、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。</p> <p>なお、その際、各部において(2)に示す活動要領(マニュアル)等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 各部における活動要領の整備-----【市(各部)】</p>	<p>業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市との連携を密にする。</p> <p>2 市の活動体制の整備</p> <p>(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底-----【市(各部)】</p> <p>市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知徹底を図る。</p> <p>【周知内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害時において各職員が果たすべき役割 (防災業務の内容) 2) 災害時における体制 (動員体制等) 3) 市地域防災計画の内容 4) 県及び市域における地震被害想定調査の結果 5) 地震に関する基礎知識 <p>このうち、1)及び2)については、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。</p> <p>なお、その際、各部において(2)に示す活動要領 (マニュアル) 等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 各部における活動要領 (マニュアル) の整備---【市(各部)】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、地震災害応急対策に関する活動要領等の整備を図りその周知徹底を図る。</p> <p>なお、活動要領は組織の改編や人事異動、地震災害対策計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。</p>	<p>各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、地震防災対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図り、その周知徹底を図る。</p> <p>なお、活動要領（マニュアル）は組織の改編や人事異動、地震災害対策計画編の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。</p>
<p>(3) 部間の連携体制の整備-----【市(各部)】</p> <p>各部は、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部間の連携体制を整備しておく。また、(2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。</p>	<p>(3) 部間及び防災関係機関等との連携体制の整備---【市(各部)】</p> <p>各部は、災害時に他部及び防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、(2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。</p>
<p>(4) 業務継続計画(BCP)の策定-----【市(各部)】</p> <p>各部は、業務継続計画(BCP)を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要なデータの保全等に万全を期するものとする。</p>	<p>(4) 業務継続計画(BCP)の実行-----【市(各部)】</p> <p>災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。</p> <p>各部は、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、策定した業務継続計画(BCP)に基づ</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 防災関係機関等の活動体制の整備----- -----【下妻消防署ほか防災関係機関】</p> <p>防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等の整備を図るものとする。</p> <p>また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておく。</p>	<p>き、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。</p> <p>また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部において、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。</p> <p>なお、業務継続計画（B C P）及び関連するマニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応して検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。</p> <p>併せて、各部は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>3 防災関係機関等の活動体制の整備----- -----【下妻消防署、防災関係機関等】</p> <p>防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、地震防災対策に関する活動要領(マニュアル)等の整備を図るものとする。</p> <p>また、災害時に市各部及び他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、市各部及び各機関との連携体制を整備してお</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 計画的な地震防災体制の推進-----【市(総務部)】</p> <p>市の地震対策を計画的に推進するため、県の「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」と連携し本地域防災計画に必要な事業を定める。</p> <p>■資料編 「下妻市災害対策本部条例」</p>	<p>く。</p> <p>4 計画的な地震防災対策の推進-----【市(総務部)】</p> <p>市の地震防災対策を計画的に推進するため、県の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」と連携し、本計画に必要な事業を定める。</p> <p>■ 資料編 「下妻市災害対策本部条例」</p>
<p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 他機関との連携体制の事前整備</p> <p>他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・</p>	<p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は自らの防災体制を整備するとともに、応援協定の締結及び訓練の実施等により相互の連携を強化して相互応援体制の実効性の確保に万全を期すものとする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 他機関との連携体制の事前整備</p> <p>他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制の構築について、協定の締結、応援・受援組織の構築、マニュアル</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(2) 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>本市の大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>3 対策体系</p>	<p>の整備及び平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策を着実に実行し、連携の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(2) 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>(3) 実効性の確保</p> <p>相互応援体制の構築にあたっては、実効性を確保することが必要である。</p> <p>このため、作成した応援・受援に関する計画やマニュアルに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①円滑な応援要請の発出、受入れ、活動調整・支援ができるよう執務場所の確保及び資器材や資料等の整備を行う ②市単独または関係自治体・機関等と合同の研修・訓練等を実施して、職員等への周知と計画・マニュアルの検証・見直しを行う <p>など、相互応援体制の実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>3 体制整備の体系</p>

改 訂 前	改 訂 後						
<table border="1"> <tr> <td>第2 相互応援体制の整備</td></tr> <tr> <td>1 応援要請・受入体制の整備</td></tr> <tr> <td>2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援-----【県】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。</p> <p>現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を、また福島県及び栃木県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結しており、要請手続、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。</p> <p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>茨城県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと。</p> <p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>茨城県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域</p>	第2 相互応援体制の整備	1 応援要請・受入体制の整備	2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備	<table border="1"> <tr> <td>第2 相互応援体制の整備</td></tr> <tr> <td>1 応援要請・受入体制の整備</td></tr> <tr> <td>2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備</td></tr> </table> <p>■ 体制の整備</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援-----【県】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。</p> <p>現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を、また福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結しており、要請手続き、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。</p> <p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと</p> <p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域防災</p>	第2 相互応援体制の整備	1 応援要請・受入体制の整備	2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備
第2 相互応援体制の整備							
1 応援要請・受入体制の整備							
2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備							
第2 相互応援体制の整備							
1 応援要請・受入体制の整備							
2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備							

改 訂 前	改 訂 後
<p>防災計画を参照のこと。</p> <p>(2) 市町村間の相互応援-----【市(総務部)、関係市町村】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。</p> <p>また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。</p> <p>【茨城県内の市町村が締結している協定】</p> <p>①災害時等の相互応援に関する協定</p> <p>この協定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。</p> <p>応援する種類は次のとおりとする</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必</p>	<p>計画を参照のこと</p> <p>(2) 市町村間の相互応援-----【市(総務部)、他市町村】</p> <p>1) 協定の締結</p> <p>市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時 (その後の復旧・復興対策を含む。) の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。</p> <p>また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する他県の市町村との間で「消防相互応援協定」を締結している。</p> <p>【茨城県内の市町村が締結している協定】</p> <p>①災害時等の相互応援に関する協定</p> <p>この協定は、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができない時に、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。</p> <p>応援する種類は次のとおりとする</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必</p>

第2章 地震災害予防計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
<p>必要な資機材の提供</p> <p>2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給</p> <p>3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供</p> <p>4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</p> <p>5 被災者の一時収容のための施設の提供</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項</p> <p>②消防相互応援協定 {平成7年12月1日締結 茨城県広域市町村圏事務組合を構成する市町村}</p> <p>この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、市町村及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。</p> <p>応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とする。</p> <p>応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかにして他の市町村長の長に行う。</p> <p>1 災害の種別</p> <p>2 災害の発生場所</p>	<p>必要な資機材の提供</p> <p>2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給</p> <p>3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供</p> <p>4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</p> <p>5 被災者の一時収容のための施設の提供</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項</p> <p>②消防相互応援協定 {平成7年12月1日締結 茨城西南地方広域市町村圏事務組合を構成する市町村}</p> <p>この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、市町村及び茨城西南地方広域消防本部相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。</p> <p>応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とする。</p> <p>応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかにして他の市町村長の長に行う。</p> <p>1 災害の種別</p> <p>2 災害の発生場所</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 被害の状況 4 応援隊集結場所 5 その他必要な事項</p>	<p>3 被害の状況 4 応援隊集結場所 5 その他必要な事項</p>
<p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>市では、災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。</p>	<p>2) 応援要請体制の整備</p> <p>市では、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣を求める職員の業務や人数等の応援要請についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。</p>
<p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>市では、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。</p>	<p>3) 応援受入体制の整備</p> <p>市では、応援要請後、他市町村等からの応援隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の確立及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p>
<p>(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん----- -----【市(総務部)】</p> <p>市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報</p>	<p>(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん----- -----【市(総務部)】</p> <p>市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携----- -----【市(各部)、下妻消防署ほか防災関係機関】</p> <p>1) 市と防災関係機関との連携</p> <p>市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容について整備するとともに、職員への周知徹底を図ることとし、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。</p> <p>2) 防災関係機関間の連携</p> <p>市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておくこととする。</p> <p>(5) 公共的団体との協力体制の確立-【市(各部)、各公共団体】</p> <p>市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。</p> <p>このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発</p>	<p>報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携----- -----【市(各部)、下妻消防署、防災関係機関】</p> <p>1) 市と防災関係機関との連携</p> <p>市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容について整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。</p> <p>2) 防災関係機関間の連携</p> <p>市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておくものとする。</p> <p>(5) 公共的団体との協力体制の確立-【市(各部)、公共的団体】</p> <p>市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。</p> <p>このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に十分な連携・協力</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>揮できるよう体制の整備を図る。</p> <p>(6) 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立----- -----【市(各部)、各公共団体】</p> <p>災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑な実施体制づくりに向け、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を実施し協力体制を整える。</p> <p>個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、協力事業所においては人的・物的支援の協定の締結を図る。</p> <p>2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備</p> <p>(1) 応援要請に対応するための体制整備----- -----【市(各部)】</p> <p>市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。</p>	<p>ができるよう体制の整備を図る。</p> <p>(6) 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立----- -----【市(各部)、民間団体等】</p> <p>災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を行い、協力体制を整える。</p> <p>個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、民間事業者及び民間団体においては人的・物的支援の協定の締結を図る。</p> <p>2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備</p> <p>(1) 応援要請に対応するための体制整備-----【市(各部)】</p> <p>市は、被災市町村より職員等の応援要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、派遣される職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 市の職員派遣に対応するための資料整備----- -----【市(総務部)】</p> <p>市長は、各機関からの派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。</p> <p>■資料編 「防災に関する主な協定等一覧」</p>	<p>(2) 市の職員派遣に対応するための資料整備---【市(総務部)】</p> <p>市長は、各防災関係機関からの職員等の派遣要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。</p> <p>■ 資料編 「防災に関する主な協定等一覧」</p>
<p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止または軽減を図るために、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。</p> <p>このため、災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。</p>	<p>第3 自主防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合に、被害の防止または軽減を図るために、行政や防災関係機関のみならず、市民や事業所が自主的に防災活動に参加して地域で助け合っていくこと、また、市内外から各種ボランティア支援を効果的に活用することが重要である。</p> <p>このため、市は、地域住民による自助・共助の機運の醸成と自主防災組織の活動環境の整備、及び事業所の防災体制の強化と地域防災への協力の促進を積極的に行っていくものとする。</p> <p>また、市内において災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、市外からのボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよ</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 留意点</p> <p>(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織の編成にあたっては、地域における昼夜間人口の構成を十分考慮し、時間帯によって偏りがないようあらかじめ構成員を調整しておくことが必要である。</p> <p>(2) ボランティアの自主性、自発性の尊重</p> <p>ボランティアの自主性、自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努めることが必要である。</p> <p>(3) ボランティア意識の醸成</p> <p>ボランティア活動の普及・振興を図るために、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要である。</p> <p>(4) 既存のボランティア組織の活用</p> <p>既存のボランティア制度がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図っていく必要がある。</p>	<p>う、平常時からボランティア団体間のネットワーク化と受入れ体制の整備を促進していくものとする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 「自助」「共助」による地域防災力の向上</p> <p>防災の基本は、自分の安全は自分で守ること、及び大規模災害では市、警察、消防等の公的な支援には限界があることから、隣近所や地域の人々及び事業所等による自主防災組織による地域防災力の向上を図ることが必要である。</p> <p>(2) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進</p> <p>災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次灾害防止、事業継続、地域貢献）を果たすため、自らの防災体制の整備・向上を図るとともに、その組織力を活用し、地域の自主防災組織の一員として各種防災対策の推進に協力することが求められる。</p> <p>(3) ボランティア養成と活動体制の整備</p> <p>大規模災害発生時においては地域の防災力だけでは被災住民に寄り添う災害対応には限界があることから、平素からボランティア意識の醸成と育成を図るとともに、既存のボランティア組織との連携の強化と活動環境の整備に努め、市内外のボランティアの「力」を効果的に活用することが重要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後									
<p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第3 防災組織等の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>1 自主防災組織の育成・連携</td> </tr> <tr> <td>2 事業所防災体制の強化・連携</td> </tr> <tr> <td>3 ボランティア組織</td> </tr> <tr> <td>4 企業防災の促進</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 自主防災組織の育成・連携【市(総務部)、自主防災組織】</p> <p>(1) 自主防災組織の整備</p> <p>市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>1) 普及啓発活動の実施</p>	第3 防災組織等の活動体制の整備	1 自主防災組織の育成・連携	2 事業所防災体制の強化・連携	3 ボランティア組織	4 企業防災の促進	<p>3 体制整備の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第3 自主防災組織等の活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>1 自主防災組織の育成・連携</td> </tr> <tr> <td>2 事業所の防災体制の強化・連携</td> </tr> <tr> <td>3 ボランティア組織の活動促進</td> </tr> </table> <p>■ 体制の整備</p> <p>1 自主防災組織の育成・連携【市(総務部)、自主防災組織】</p> <p>(1) 自主防災組織の整備</p> <p>市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>1) 普及啓発活動の実施</p>	第3 自主 防災組織等の活動体制の整備	1 自主防災組織の育成・連携	2 事業所 の 防災体制の強化・連携	3 ボランティア組織 の活動促進
第3 防災組織等の活動体制の整備										
1 自主防災組織の育成・連携										
2 事業所防災体制の強化・連携										
3 ボランティア組織										
4 企業防災の促進										
第3 自主 防災組織等の活動体制の整備										
1 自主防災組織の育成・連携										
2 事業所 の 防災体制の強化・連携										
3 ボランティア組織 の活動促進										

改 訂 前	改 訂 後
<p>防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。</p>	<p>市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。</p>
<p>2) 自主防災組織の編成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。</p> <p>②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。</p> <p>③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。</p> </div>	<p>2) 自主防災組織の編成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治区等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。</p> <p>②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。</p> <p>③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。</p> </div>
<p>3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>【平常時】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>②日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等</p> <p>③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</p> </div>	<p>3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>【平常時】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>②地区防災計画の作成及び防災活動体制の構築</p> <p>③日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握、防災ルートの作成・配布等</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
④消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ⑤災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	④要配慮者に関する情報の収集、支援体制の構築 ⑤情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
【発災時】	【発災時】
①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③救出・救護の実施及び協力 ④集団避難の実施 ⑤炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力 ⑥避難行動要支援者の安全確保等	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③避難誘導、救出・救護の実施及び協力 ④避難所の開設・運営、炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力 ⑤避難行動要支援者の安全確保・避難支援等
(2) 協力体制の整備 <p>自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。</p> (3) 自主防災組織への活動支援 <p>自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。</p>	(2) 協力体制の整備 <p>市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換等を行う。</p> (3) 自主防災組織への活動支援 <p>市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(4) リーダーの養成</p> <p>自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。</p> <p>2 事業所防災体制の強化・連携-----【下妻消防署、事業所】</p>	<p>(4) リーダーの養成</p> <p>市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。</p> <p>2 事業所の防災体制の強化・連携-----【下妻消防署、事業所】</p> <p>(1) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進</p> <p>1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築-----【市(各部)、事業所、商工会】</p> <p>事業所は、災害時の事業所の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</p> <p>具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（B C M）の取組みを通じて防災活動の推進に努める</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>ものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する協定の締結や防災訓練等の防災施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>このため、市及び各業界の民間団体等は、事業所の防災に資する情報の提供等を進め、事業所の管理者から一般社員に至るまで、防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により、事業所の防災力向上を促進するものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定及び事業継続マネジメント（B C M）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。</p> <p>また、市、商工会及び商工会議所は、中小事業所等の事業継続力強化計画に基づく取組み等による防災・減災対策の普及を促進するため、互いに連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>2) 情報連絡体制の整備----- -----【市（総務部）、事業所、商工会】</p> <p>市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策-----【事業所】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(1) 防火管理体制の強化</p> <p>学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び</p>	<p>事業所においては、地震発生時の施設利用者等の安全確保や突発的な機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、地震発生時に従業員等を一定期間、事業所内等に留めておくことができるよう、従業員等に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p>4) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策-----【市、事業所】</p> <p>市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るよう、防災に関するアドバイスを行う。</p> <p>事業所は、平素から地域活動への参加及び自主防災組織等との連携・協力を進めるとともに、災害時においてはその組織や保有する施設・資機材、水、食料等の非常用品等をもって地域の防災に貢献するよう努める。</p> <p>(2) 防火管理体制の強化</p> <p>学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>整備等を行うことになっていることから、下妻消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</p> <p>[消防法第8条]</p> <div data-bbox="370 579 1107 865" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>学校、病院、工場、事業所、百貨店（中略）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、（中略）その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> </div> <p>(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織</p> <p>危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。</p> <p>このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。</p>	<p>整備等を行うことになっていることから、下妻消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。特に、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</p> <p>[消防法第8条]</p> <div data-bbox="1179 579 1893 865" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（中略）複合用途防火対象物（中略）、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、（中略）その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> </div> <p>(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災体制の整備</p> <p>危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び関係事業所相互間の応援体制を確立するものとする。</p> <p>また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガスの取扱施設等に被害が生じた場合には、消防署、消防団のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。</p> <p>このため、下妻消防署は、高圧ガスなどの危険物等施設の</p>

改 訂 前					改 訂 後				
					管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。				
3 ボランティア組織					3 ボランティア組織の活動促進				
(1) 防災ボランティアの定義					(1) 防災ボランティアの定義				
<p>茨城県地域防災計画において、防災ボランティアは一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受け入れ、紹介等に係る調整を行うこととされている。</p> <p>市では、一般ボランティアに関して担当及び受入れ業務を行い、その取り扱いについては、以下の通りとする。なお、専門ボランティアに関する事務は茨城県が行う。</p>					<p>防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとN P O等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受け入れ、紹介等に係る調整を行う。</p>				
表 ボランティアの区分					表 ボランティアの区分				
区 分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	区 分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一 般	炊き出し、食事の配布、水汲み清掃、救援物資の仕分け配布、情報収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	一 般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市（保健福祉部）	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医 療 防	医療活動（医師・看護師、臨床検査技師、診療放射線技	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会	医 療	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会

第2章 地震災害予防計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前					改 訂 後				
疫	師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理・消毒等の防疫作業(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士)歯科診療(歯科医師・歯科衛生士、歯科技工士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)		県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査 技師会 県診療放射 線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会	防 疫	師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)			県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査 技師会 県診療放射 線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会	
語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(保健福祉部)	県国際交流協会	語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会
アマ	非常通信	養成無し	県(保健福)	県(生活環)	アマ	非常通信	養成無し	県(防災・	県(防災・

第2章 地震災害予防計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前					改 訂 後				
チュ ア 無 線		登録無し	祉部)	境部)	チュ ア 無 線		登録無し	危機管理 部)	危機管理 部)
<p>(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置----- -----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】</p> <p>市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。</p> <p>下妻市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、市や市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。</p>					<p>なお、一般ボランティアの取扱いについては、(2)から(4)のとおりとする。</p> <p>(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置----- -----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】</p> <p>市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。</p> <p>市社会福祉協議会は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、市や市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市内外に周知する。</p>				
<p>(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立----- -----【市(保健福祉部)、茨城県社会福祉協議会】</p> <p>ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強</p>					<p>(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立--【市(保健福祉部)、 下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】</p> <p>市は、県社会福祉協議会と共同で、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応</p>				

改 訂 前	改 訂 後
<p>化を図るものとする。</p> <p>(4) 一般ボランティアの養成・登録-----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】</p> <p>1) コーディネートシステムの構築</p> <p>市は、茨城県福祉協議会と共同で、災害時にボランティアの受け入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。</p> <p>なお、市においてコーディネーターが行う業務は次の通りとする。</p> <p>【コーディネーターが行う業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整 2 上記事項に基づくボランティアの紹介 3 ボランティアが不足している場合の茨城県社会福祉協議会への応援の要請 <p>2) ボランティアリーダーの養成</p> <p>災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。</p>	<p>援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。</p> <p>(4) 一般ボランティアの養成・登録-----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】</p> <p>1) コーディネートシステムの構築</p> <p>市は、県社会福祉協議会と共同で、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)にボランティアの受け入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、防災関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。</p> <p>なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとおりとする。</p> <p>【コーディネーターが行う業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整 イ 上記事項に基づくボランティアの紹介 ウ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請 <p>2) ボランティアリーダーの養成</p> <p>市は、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーを養成するための研修を実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3) ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>下妻市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整・行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から茨城県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受ける。</p> <p>4) 一般ボランティアの登録</p> <p>下妻市社会福祉協議会は、茨城県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望するものの登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。</p>	<p>3) ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受ける。</p> <p>4) 一般ボランティアの登録</p> <p>市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。</p> <p>(5) 防災ボランティア団体との連携-----【県、市（保健福祉部）、茨城県社会福祉協議会、下妻市社会福祉協議会】</p> <p>県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、N P O、事業所、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。</p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・N P O・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(5) 一般ボランティアの活動環境の整備----- -----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】</p> <p>1) ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。</p> <p>2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備</p> <p>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。</p> <p>【ボランティア活動拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所（本庁舎、千代川庁舎） 	<p>防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会やN P O等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>(6) 防災ボランティアの活動環境の整備----- -----【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】</p> <p>1) ボランティア活動の普及啓発</p> <p>市は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。</p> <p>また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備</p> <p>市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、F A X、パソコン等の資機材の整備を進める。</p> <p>【ボランティア活動拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所（本庁舎、千代川庁舎）

改 訂 前	改 訂 後
<p>3) ボランティア保険への加入促進</p> <p>市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。</p>	<p>3) ボランティア保険への加入促進</p> <p>市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。</p>
<p>4 事業所防災の促進-----【市（総務部）、事業所】</p> <p>事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。</p> <p>このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進に努める。</p> <p>また、事業所等においては、災害発生時に従業員等を一定期</p>	

改 訂 前	改 訂 後
<p>間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p>さらに、市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。</p>	
<p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 多様なネットワークの構築</p> <p>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。</p> <p>例えば、携帯電話(衛星携帯電話、災害時優先電話を含</p>	<p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 多様なネットワークの構築</p> <p>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。</p> <p>このため、市は、ホームページ、ソーシャルメディア</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>む)、アマチュア無線、インターネットメール、エリアメール、インターネット等マルチメディアの活用など、それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理点検しておく必要がある。</p> <p>(2) マルチメディア化</p> <p>近年の情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となってきた。これらの技術を取り入れ、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。</p> <p>(3) 業務継続性の強化</p> <p>市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させる必要がある。</p> <p>3 対策体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 第4 情報通信ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報通信設備の整備 2 防災情報システムの整備 3 アマチュア無線ボランティア等の確保 </div>	<p>(Twitter、LINE、Yahoo!防災情報)、携帯端末の緊急速報メール機能、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p>(2) 業務継続性の強化</p> <p>市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させるよう努める。</p> <p>(3) 最新の情報通信関連技術の導入</p> <p>被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の実施情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>3 体制整備の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 第4 情報通信ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報通信設備の整備 2 防災情報ネットワークシステムの整備 3 アマチュア無線ボランティアの確保 </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>■ 対策</p> <p>1 情報通信施設の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化して迅速な情報伝達手段を確保した防災通信システムを整備しており、県庁の統制の下、各地の防災関連施設や市町村と結ばれている。また、水防・漁業無線が整備されるほか、県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。市や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録促進を図っている。</p>	<p>■ 体制の整備</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>1) 防災情報ネットワーク</p> <p>県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。</p> <p>県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関がネットワークで結ばれている。</p> <p>2) 震度情報ネットワークシステム等の維持・整備</p> <p>県は、初動対応に遅れが生じることがないよう、震度の分布状況を把握するため、震度情報ネットワークシステム等の適正な維持・整備に努める。</p> <p>3) 災害時の優先通信</p> <p>県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。</p> <p>市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登録状況について把握し、防災関係機関との情報共有を図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 市の情報通信設備</p> <p>1) 防災行政無線-----【市(総務部)】 2011 年の東日本大震災時には、電話回線が混雑し市の災害対策本部と各公共施設や避難所との連絡体制が不十分となつことを教訓とし衛星携帯電話など多様な通信手段を活用し、全市的な相互通信体系の確立をめざし、防災行政無線体系の早期の一本化と充実を図る。</p> <p>2) 市防災行政メール-----【市(総務部)】 市から市域全体を対象として、災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災行政情報メールの PR や普及に努める。</p> <p>3) 消防無線-----【下妻消防署】 消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。</p> <p>4) 非常・緊急通話用電話-----【市(総務部)】 市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備-----【防災関係機関】 本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備</p>	<p>(2) 市の情報通信設備</p> <p>1) 防災行政無線等-----【市(総務部)】 市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 市防災メール-----【市(総務部)】 市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及や PR に努める。</p> <p>3) 消防無線-----【下妻消防署】 いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。</p> <p>4) 災害時の優先通信-----【市(総務部)】 市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備-----【防災関係機関】 本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>としては次のものがある。</p> <p>【専用通信設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 関東管区警察局 警察無線設備 2 東京電力(株)茨城支店 東京電力通信設備 	<p>としては次のものがある。</p> <p>【専用通信設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 関東管区警察局：警察無線設備 2) 気象庁：気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット） 3) 国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備（多重回線） 4) 東京電力パワーグリッド(株)茨城通信ネットワークセンター：東京電力通信設備
<p>(4) 情報通信設備の耐震化-----【市(総務部)】</p> <p>市は、下妻市防災行政無線の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。</p> <p>【防災行政無線の機能確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) バックアップ化 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。 2) 非常用電源の確保 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。 3) 耐震化、免震化 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるよう 	<p>(4) 情報通信設備の耐震化-----【市(総務部)】</p> <p>市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) バックアップ化 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。 2) 非常用電源の確保 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。 3) 耐震化、免震化 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるよ

改 訂 前	改 訂 後
<p>な耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。</p>	<p>うな耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。</p>
<p>(5) サーバの負荷分散-----【市(総務部)】</p> <p>災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。</p> <p>2 防災情報システムの整備</p> <p>(1) 防災情報システムの概要</p> <p>県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムである。</p> <p>なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市及び消防本部等で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。</p> <p>このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。</p>	<p>(5) サーバの負荷分散-----【市(総務部)】</p> <p>災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。</p> <p>2 防災情報ネットワークシステムの整備</p> <p>(1) 防災情報ネットワークシステムの概要</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県、市、消防本部、救急医療機関及びその他の防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。</p> <p>市災害対策本部や消防本部等は、防災情報ネットワークシステムに被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。</p> <p>このシステムにより、気象情報等を迅速・的確に防災関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を防災関係機関で共有できるようになり、より円滑な防災対策を講じができる。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 防災情報システムの機能</p> <p>防災情報システムの主な機能は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 気象情報システム(予・警報、地震情報等) 2) 被害情報システム(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等) 3) 防災地図システム(各被害情報に基づく地図作成) <p>(3) 防災情報システムの平常時の活用-----【市(各部)、県】</p> <p>県防災センター及び防災情報システムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</p>	<p>また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。</p> <p>(2) 防災情報ネットワークシステムの機能</p> <p>防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 気象情報等(予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等)の迅速な伝達 2) 各機関における被害情報(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等)等の登録・共有 3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築 4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市等における共有 5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有 </div> <p>(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用-----【市(各部)、県】</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 アマチュア無線ボランティア等の確保----【市(総務部)】</p> <p>市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部に設置する。</p> <p>なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城地区非常通信協議会に協力を要請する。</p> <p>【担当窓口】</p> <div data-bbox="370 627 1100 666" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 425px; height: 25px;">アマチュア無線ボランティア担当窓口：総務部</div>	<p>3 アマチュア無線ボランティアの確保---【市(総務部)】</p> <p>市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部に設置する。</p> <p>なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城地区非常通信協議会に協力を要請する。</p> <p>【担当窓口】</p> <div data-bbox="1179 627 1897 666" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 320px; height: 25px;">アマチュア無線ボランティア担当窓口：総務部</div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。</p> <p>地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 計画的な対策の推進</p> <p>財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、災害に強いまちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、災害に強いまちづくりの総点検を行い、防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。</p> <p>地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 計画的な対策の推進</p> <p>財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、「まち」の防災力についての総点検を行い、防災まちづくりの計画を策定して、災害危険度の高い地域に係る施設整備などの、緊急性・</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。</p> <p>(2) 都市計画的な観点からの対策の展開 建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画的な観点から総合化し、都市構造を耐震強化し、その機能の信頼性を向上させるように、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。</p> <p>(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携 防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。予防対策としてのハード整備は、一朝一夕には完了するものではなく、都市構造が防災上、不完全な状態で地震被害に遭遇することも想定し、震災後の避難のための施設や応急対策活動のための拠点整備等のソフト対策を講じるためのハード対策が必要となってくる。これらのことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携をとりつつ、被害の発生及び発生した被害の波及を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築することが重要である。</p>	<p>重要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。</p> <p>(2) 都市計画の観点からの対策の展開 建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画の観点から総合化して都市構造の減災対策を図り、その機能の信頼性を向上させるよう、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。</p> <p>(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携 防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。 予防対策としてのハードの整備は、一朝一夕には完了するものではなく、都市構造が防災上不完全な状態で地震災害に遭遇することも想定しなければならない。このため、発災後の避難のための施設や応急対策活動のための拠点の整備等の、ソフト対策の実施を容易にするためのハード対策が必要となってくる。 このようなことから、ソフト対策とハード対策の密接な連携を図りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築する上で重要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(4) 民間企業等との協力体制の整備</p> <p>都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。</p>	<p>(4) 民間企業等との協力体制の整備</p> <p>都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。</p> <p>防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。</p>
<p>(5) 住民主体の防災まちづくりの推進</p> <p>防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、または、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発の実施、インフラ整備にあたっての用地取得等、市民の協力・合意無しでは、円滑な実施はできない。よって、市は防災教育やまちづくり教育の機会において、市民に対し、普及啓発を行い、市民の気運を高めるような措置を講じることが必要である。</p>	<p>(5) 住民主体の防災まちづくりの推進</p> <p>防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発、及びインフラ整備にあたっての用地取得等は、市民の協力・合意無しでは円滑に実施することはできない。</p> <p>したがって、市は防災教育やまちづくり教育などの市民に対して、普及啓発を行う機会を設け、市民の気運を高めることが必要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後												
<p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 防災まちづくりの推進</td></tr> <tr> <td>1 防災まちづくり方針の策定</td></tr> <tr> <td>2 防災空間の確保</td></tr> <tr> <td>3 防災拠点の整備</td></tr> <tr> <td>4 市街地開発の推進</td></tr> <tr> <td>5 避難施設の整備</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 防災まちづくり方針の策定-----【市(総務部)】</p> <p>災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行う。市では都市計画マスターplan(平成21年3月)を改訂し、「安全なまちづくりの方針」を定め、都市の防災性の向上を図っている。</p> <p>【安全なまちづくりの方針】</p> <p>震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。</p> <p>a. 防災基盤の整備</p> <p>震災時に避難・救助活動の拠点となる避難場所を地区的防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。</p>	第1 防災まちづくりの推進	1 防災まちづくり方針の策定	2 防災空間の確保	3 防災拠点の整備	4 市街地開発の推進	5 避難施設の整備	<p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 防災まちづくりの推進</td></tr> <tr> <td>1 防災まちづくり方針の策定</td></tr> <tr> <td>2 防災空間の確保</td></tr> <tr> <td>3 防災拠点の整備</td></tr> <tr> <td>4 市街地開発の推進</td></tr> <tr> <td>5 避難施設の整備</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 防災まちづくり方針の策定-----【市(総務部)】</p> <p>防災まちづくりの計画的な推進の観点から、市では都市計画マスターplan(平成28年5月)を一部改定し、「安全な都市づくりの方針」を定め、都市の防災性の向上を図っている。</p> <p>【安全な都市づくりの方針(防災性の向上)】</p> <p>震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。</p> <p>a. 防災基盤の整備</p> <p>震災時に避難・救助活動の拠点となる避難場所を地区的防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。</p>	第1 防災まちづくりの推進	1 防災まちづくり方針の策定	2 防災空間の確保	3 防災拠点の整備	4 市街地開発の推進	5 避難施設の整備
第1 防災まちづくりの推進													
1 防災まちづくり方針の策定													
2 防災空間の確保													
3 防災拠点の整備													
4 市街地開発の推進													
5 避難施設の整備													
第1 防災まちづくりの推進													
1 防災まちづくり方針の策定													
2 防災空間の確保													
3 防災拠点の整備													
4 市街地開発の推進													
5 避難施設の整備													

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。</p> <p>b, 市街地建築物の耐震・耐火化</p> <p>現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。</p> <p>総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。</p> <p>c, 自然災害への対応</p> <p>河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防止します。</p>	<p>また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。</p> <p>b. 市街地建築物の耐震・耐火化</p> <p>現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。</p> <p>総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。</p> <p>c. 自然災害への対応</p> <p>河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防止します。</p>
<p>2 防災空間の確保-----【市(経済建設部)】</p> <p>災害に強いまちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の根幹的な公共施設の整備を推進する。</p> <p>(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定</p>	<p>2 防災空間の確保-----【市(建設部)】</p> <p>防災まちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の公共施設の整備を推進する。</p> <p>(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。</p> <p>(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進 延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。</p> <p>(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進 震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。 このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。 その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。</p>	<p>都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。</p> <p>(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進 延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物の壁面後退、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。</p> <p>(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進 震災時においては、道路は単なる交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難・緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。そのため、道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。 よって、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。 その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進</p> <p>防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。</p>	<p>(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進</p> <p>防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。</p>
<p>(5) 消防活動空間確保のための街路整備</p> <p>基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。</p> <p>このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。</p>	<p>(5) 消防活動空間確保のための街路整備</p> <p>道路等の基盤が未整備な市街地においては、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動の困難性が特徴としてあげられることから、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。</p> <p>このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。</p>
<p>3 防災拠点の整備</p> <p>(1) 茨城県の防災活動拠点の整備-----【県】</p> <p>県は、市町村が行う応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用し、物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備</p>	<p>3 防災拠点の整備</p> <p>(1) 県の防災活動拠点の整備-----【県】</p> <p>県は、市町村が行う災害応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用した物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。</p> <p>本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災活動拠点として位置づけられた。</p>	<p>整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。</p> <p>本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災活動拠点として位置づけられている。</p>
<p>(2) 市の防災活動拠点の整備-----【市(経済建設部)】</p> <p>災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。</p>	<p>(2) 市の防災活動拠点の整備-----【市(建設部)】</p> <p>市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。</p>
<p>4 市街地開発の推進-----【市(経済建設部)】</p> <p>市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業を推進する。</p>	<p>4 市街地開発の推進-----【市(建設部)】</p> <p>市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。</p>
<p>5 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難施設整備計画の作成-----【市(総務部)】</p> <p>夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘査し、避難場所、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所-----【市(総務部)】</p>	<p>5 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難施設整備計画の作成-----【市(総務部)】</p> <p>市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘査し、避難場所、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所-----【市(総務部)】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>市は、延焼火災及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。</p> <p>①指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。</p> <p>②指定避難所は、避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設とする。</p> <p>【指定緊急避難場所指定基準】</p> <p>異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫）ごとに、指定する。</p> <p>＜地震以外の場合の指定基準＞</p> <p>①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</p> <p>③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。</p> <p>＜地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準＞</p> <p>上記管理条件に加えて、</p> <p>①当該施設が地震に対して安全な構造であること。</p>	<p>市は、延焼火災及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。</p> <p>指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とし、指定避難所は、避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設とする。</p> <p>【指定緊急避難場所指定基準】</p> <p>異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫）ごとに、指定する。</p> <p>＜地震以外の場合の指定基準＞</p> <p>①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること</p> <p>②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること</p> <p>③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること</p> <p>＜地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準＞</p> <p>上記管理条件に加えて、</p> <p>①当該施設が地震に対して安全な構造であること</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>又は、</p> <p>②場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</p>	<p>②場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと</p>
<p>【指定避難所指定基準】</p> <p>①規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</p> <p>②構造条件：速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>③立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</p> <p>④交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>⑤福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。</p>	<p>【指定避難所指定基準】</p> <p>①規 模 条 件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること</p> <p>②構 造 条 件：速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること</p> <p>③立 地 条 件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること</p> <p>④交 通 条 件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること</p> <p>⑤福 祉 避 難 所 関 係：専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 広域避難場所の指定-----【市(総務部)】</p> <p>密集市街地等をかかえる地区については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。</p> <p>市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広域公園の防災拠点整備を行っている。</p> <p>【広域避難場所設置基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人あたり2m²以上を確保することを原則とする。 ②広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。 ③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。 ④広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。 ⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以 	<p>(3) 広域避難場所の指定-----【市(総務部)】</p> <p>密集市街地等をかかえる地区については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい緊急避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。</p> <p>市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広域公園の防災拠点整備を行っている。</p> <p>【広域避難場所設置基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人あたり2m²以上を確保することを原則とする。 ②広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 ③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。 ④広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。 ⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では

改 訂 前	改 訂 後
<p>上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。</p> <p>⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は 2km 以内とする。</p>	<p>200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。</p> <p>⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は 2 km 以内とする。</p>
<p>(4) 避難路の整備・確保・選定---【市(総務部、経済建設部)</p> <p>市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を整備・確保する。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行の確保に努める。</p> <p>【避難道路の整備・確保・選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 避難道路は概ね 8m~10m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと 2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。 3) 避難道路は、相互に交差しないこと。 <p>■資料編 「避難所一覧」</p>	<p>(4) 避難路の確保-----【市(総務部、建設部)</p> <p>市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。</p> <p>【避難道路選定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 避難道路はおおむね 8 m~10m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと 2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと 3) 避難道路は、相互に交差しないこと <p>■ 資料編 「避難所一覧」</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に、旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。</p> <p>2 留意事項点</p> <p>(1) 耐震診断・耐震改修</p> <p>既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。</p> <p>また、公共施設については、耐震改修プログラム等を策定し計画的な耐震化に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実</p> <p>地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害（地震等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災</p>	<p>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に、旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 耐震診断・耐震改修</p> <p>既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。</p> <p>また、公共施設については、耐震改修プログラム等を策定し計画的な耐震化に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実</p> <p>地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害（地震等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>「宅地判定士」という。)を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と地震災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(3) 地域特性との対応</p> <p>地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。従って、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。</p> <p>また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。</p> <p>(4) 防災上重要な建築物の耐震化等</p> <p>地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが必要である。</p> <p>また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。</p>	<p>「宅地判定士」という。)を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(3) 地域特性との対応</p> <p>市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。従って、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。</p> <p>また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。</p> <p>(4) 防災上重要な建築物の耐震化等</p> <p>地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、優先順位をつけて計画的に推進していく必要がある。</p> <p>また、地震発生時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。</p>

改 訂 前	改 訂 後												
<p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</td></tr> <tr> <td>1 建築物の耐震化の推進</td></tr> <tr> <td>2 建築物の不燃化の推進</td></tr> <tr> <td>3 建築物の液状化被害予防対策の推進</td></tr> <tr> <td>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等</td></tr> <tr> <td>5 文化財保護</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 建築物の耐震化の推進</p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進-----【県、市】</p> <p>茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画(平成23年3月)に基づき、市と県との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。</p> <p>特に市有施設については、耐震改修プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。</p> <p>2) 耐震診断基準の周知-----【県、市】</p> <p>市内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。</p> <p>3) 住宅の耐震化の促進-----【市(経済建設部)】</p>	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進	1 建築物の耐震化の推進	2 建築物の不燃化の推進	3 建築物の液状化被害予防対策の推進	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等	5 文化財保護	<p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</td></tr> <tr> <td>1 建築物の耐震化の推進</td></tr> <tr> <td>2 建築物の不燃化の推進</td></tr> <tr> <td>3 建築物の液状化被害予防対策の推進</td></tr> <tr> <td>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等</td></tr> <tr> <td>5 文化財保護</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 建築物の耐震化の推進</p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進--【県、市(各部)】</p> <p>茨城県耐震改修促進計画及び下妻市耐震改修促進計画(令和3年3月改訂)に基づき、市と県との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。</p> <p>特に市有施設については、耐震改修プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。</p> <p>2) 耐震診断基準の周知-----【県、市(建設部)】</p> <p>市内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。</p> <p>3) 住宅の耐震化の促進-----【市(建設部)】</p>	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進	1 建築物の耐震化の推進	2 建築物の不燃化の推進	3 建築物の液状化被害予防対策の推進	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等	5 文化財保護
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進													
1 建築物の耐震化の推進													
2 建築物の不燃化の推進													
3 建築物の液状化被害予防対策の推進													
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等													
5 文化財保護													
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進													
1 建築物の耐震化の推進													
2 建築物の不燃化の推進													
3 建築物の液状化被害予防対策の推進													
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等													
5 文化財保護													

改 訂 前	改 訂 後
<p>地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。</p> <p>4) 広報活動等-----【市(経済建設部)】 建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。</p> <p>5) 所有者等への指導等-----【市(経済建設部)】 特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の充実</p> <p>1) 判定士の養成-----【県、市】 余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を3,000人確保することを目標として計画的に養成する。</p> <p>2) 動員体制の整備-----【市(経済建設部)】 地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。</p>	<p>地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。</p> <p>4) 広報活動等-----【市(建設部)】 建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するなどの広報活動を展開する。</p> <p>5) 所有者等への指導等-----【市(建設部)】 特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の充実</p> <p>1) 判定士の養成-----【県、市(建設部)】 地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を、市内で40人確保することを目標として計画的に養成する。</p> <p>2) 動員体制の整備-----【市(建設部)】 災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 被災宅地危険度判定体制の充実</p> <p>1) 判定士の養成-----【県、市】 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。</p> <p>2) 動員・実施体制の整備-----【市(経済建設部)】 災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。</p>	<p>(3) 被災宅地危険度判定体制の充実</p> <p>1) 被災宅地判定士の養成-----【県、市(建設部)】 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。</p> <p>2) 動員・実施体制の整備-----【市(建設部)】 災害時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。</p> <p>(4) 建築物の落下物対策の推進 市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。</p> <p>1) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について国土交通省のHPや（財）日本建築防災協会発行のリーフレット等を活用し、知識の普及を図る。</p> <p>2) 市は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 建築物の不燃化の推進</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定-----【市(経済建設部)】</p> <p>市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れるある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。</p> <p>また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。</p> <p>なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。</p>	<p>3) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては除却等を奨励する。</p> <p>4) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。</p> <p>2 建築物の不燃化の推進</p> <p>(1) 防火・準防火地域の指定-----【市(建設部)】</p> <p>市は、建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても、容積率の高い地域から順次指定を進める。</p> <p>また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進める。</p> <p>なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 建築物の液状化被害予防対策の推進</p> <p>「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進 2) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備 3) 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整 4) 液状化による被害軽減のための調査研究 <p>(1) 液状化予防対策-----【市(経済建設部)】</p> <p>【液状化予防対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第42条) 2) 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。 <p>(2) 液状化対策工法-----【市(建設建設部)】</p> <p>地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導する。</p> <p>【液状化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。 ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。 ・基礎杭を用いる。 	<p>3 建築物の液状化被害予防対策の推進</p> <p>「南関東地域直下の地震対策に関する大綱（中央防災会議、平成10年6月23日改定）」においては以下の対策の推進が必要とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進 ②液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備 ③大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整 ④液状化による被害軽減のための調査研究 <p>(1) 液状化予防対策-----【市(建設部)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第42条) 2) 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。 <p>(2) 液状化対策工法-----【市(建設部)】</p> <p>地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。 ②締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。 ③基礎杭を用いる。

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保</p> <p>(1) 県有施設の耐震性の確保-----【県】</p> <p>茨城県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図っている。</p> <p>(2) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化-----【市(経済建設部)、防災上重要な施設の管理者】</p> <p>市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、「下妻市耐震改修促進計画」に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化-----【市(経済建設部)、特定建築物の管理者】</p> <p>不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。</p>	<p>4 防災対策拠点施設の耐震性の確保</p> <p>(1) 県有施設の耐震性の確保-----【県】</p> <p>県は、大規模な地震災害が発生した時に、応急対策活動の拠点となる施設を、防災上重要建築物として指定し、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図った。</p> <p>(2) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化-----【市(建設部)、防災上重要な施設の管理者】</p> <p>市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、「下妻市耐震改修促進計画」に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震発生後の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、L P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化-----【市(建設部)、特定建築物の管理者】</p> <p>不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 文化財保護-----【市(教育委員会)]</p> <p>防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備の促進を図る。</p> <p>なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。</p> <p>■資料編 「文化財一覧」</p>	<p>市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 文化財保護-----【市(教育委員会)]</p> <p>市は、防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備の促進を図る。</p> <p>また、災害発生時において文化財の被害状況の把握を容易にするとともに盗難・散逸を防止するため、文化財の所在の明確化を図るとともに、文化財の見学者の安全を確保するための誘導標識等を設置する。</p> <p>■ 資料編 「文化財一覧」</p>
<p>第3 土木施設の耐震化の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考</p>	<p>第3 土木施設の耐震化の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。</p>	<p>慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。</p>
<p>2 留意事項</p> <p>(1) 地域特性を考慮した対策の対応</p> <p>地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。</p>	<p>2 留意事項</p> <p>(1) 地域特性を考慮した対策</p> <p>市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。</p>
<p>(2) 耐震性劣化に対する対策の必要性</p> <p>地域によっては、地下水の過剰揚水等により地盤沈下が広範囲にわたっている地域があり、このような地域においては、基礎の不同沈下等により、土木施設の耐震性能が建設時点に比べ短期間に著しく劣化する危険性がある。このため、こうした地盤沈下等地盤災害の対策との連携を図り、土木施設の耐震性劣化の状況を正確に把握し対策を行っていくことが必要である。</p>	<p>(2) 耐震性劣化に対する対策の必要性</p> <p>市内の場所によっては、地下水の過剰揚水等により地盤沈下が広範囲にわたっている地域があり、このような地域においては、基礎の不同沈下等により、土木施設の耐震性能が建設時点に比して短期間に著しく劣化する危険性がある。このため、こうした地盤沈下等地盤災害の対策との連携を図り、土木施設の耐震性劣化の状況を正確に把握したうえで対策を行っていくことが必要である。</p>
<p>3 対策体系</p>	<p>3 対策の体系</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第3 土木施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 道路施設の耐震化の推進 2 鉄道施設の耐震化の推進 2 河川、ため池の耐震化の推進 <p>■ 対策</p> <p>1 道路施設の耐震化の推進</p> <p>本市には、主要幹線道路は以下のとおりでありこれらの道路における安全性を確保するため、耐震化を進める。</p> <p>【主要幹線道路】</p> <p>国道 125 号、国道 294 号 山王・下妻線、結城・下妻線、下妻・真壁線、赤浜・谷田部線、谷和原・筑西線、 下妻・常総線、つくば・古河線、高崎・坂東線、皆葉・崎房線等</p> <p>(1) 道路施設の耐震性の向上-【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>【道路施設の耐震性】</p> <p>1) 道路防災点検調査を実施する。 2) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。</p>	<p>第3 土木施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 道路施設の耐震化の推進 2 鉄道施設の耐震化の推進 3 河川、ため池の耐震化の推進 <p>■ 対策</p> <p>1 道路施設の耐震化の推進</p> <p>本市の主要幹線道路は、以下のとおりであり、これらの道路の地震による被害を防止するため、耐震化を進める。</p> <p>【主要幹線道路】</p> <p>国道 125 号（第一次緊急輸送道路）、国道 294 号（第一次緊急輸送道路） 山王・下妻線、結城・下妻線（第二次緊急輸送道路）、 下妻・真壁線、赤浜・谷田部線、谷和原・筑西線（第二次緊急輸送道路）、下妻・常総線、つくば・古河線（第二次緊急輸送道路）、高崎・坂東線、皆葉・崎房線等</p> <p>(1) 道路施設の耐震性の向上-【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>1) 道路防災について点検調査を実施する。 2) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。</p>	<p>3) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。</p>
<p>(2) 道路ネットワークの確保-----【市(経済建設部)】</p> <p>1) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。</p> <p>2) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。</p> <p>3) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。</p>	<p>(2) 道路ネットワークの確保-----【市(建設部)】</p> <p>1) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。</p> <p>2) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。</p> <p>3) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。</p>
<p>2 鉄道施設の耐震化の推進-----【関東鉄道株式会社】</p> <p>線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い耐震性及び他の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。</p>	<p>2 鉄道施設の耐震化の推進-----【関東鉄道】</p> <p>災害に伴う被害が予想される線路建造物の高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査により、耐震性及び他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。</p>
<p>3 河川、ため池の耐震化の推進</p> <p>(1) 河川の耐震化の推進-----【市(経済建設部)、県、国】</p> <p>本市は、鬼怒川と小貝川に挟まれており中小河川も多く、堤防や水門、樋管、橋梁等の河川施設も多く、河川施設付近の地域の安全確保が必要である。</p>	<p>3 河川、ため池の耐震化の推進</p> <p>(1) 河川の耐震化の推進-----【国、県、市(建設部)】</p> <p>本市は、鬼怒川と小貝川に挟まれ、多数の中小河川があり、堤防や水門、樋管、橋梁等の河川施設も多く、河川流域の安全確保が必要である。このため、河川施設の状況に応じ、以下のような対策を推進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後												
<p>そこで、河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い適切な対応策を実施する。</p> <p>【耐震化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い適切な対応策を実施する。 ・浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。 ・テレメーターシステムの更新を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。 	<p>①河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。</p> <p>②浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。</p> <p>③水防情報テレメーターシステムの更新・充実を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、河川等における二次的な災害防止に対処できる体制を確立する。</p>												
<p>(2) ため池の耐震化の推進-----【土地改良区】</p> <p>市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等（面積、周囲、水質、土質等）の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施出来るよう支援を行う。</p>	<p>(2) ため池の耐震化の推進-----【土地改良区】</p> <p>市は、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等（面積、周囲、水質、土質等）の詳細情報の整理を行い、地震発生後に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し、耐震事業が計画的に実施できるよう支援を行う。</p>												
<p>表 主要ため池一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>面積</th><th>周囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂沼</td><td>55ha</td><td>5.5 km</td></tr> </tbody> </table>	名称	面積	周囲	砂沼	55ha	5.5 km	<p>表 主要ため池一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>面 積</th><th>周 囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂 沼</td><td>55ha</td><td>5.5 km</td></tr> </tbody> </table>	名 称	面 積	周 囲	砂 沼	55ha	5.5 km
名称	面積	周囲											
砂沼	55ha	5.5 km											
名 称	面 積	周 囲											
砂 沼	55ha	5.5 km											
第4 ライフライン施設の耐震化の推進	第4 ライフライン施設の耐震化の推進												

改 訂 前	改 訂 後
<p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。</p> <p>特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>2 留意事項点</p> <p>(1) 被害想定結果の対策への反映</p> <p>被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が把握できる。このことから、この被害想定結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。</p> <p>(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性</p>	<p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、地震発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前に予防措置を講じておくことはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに設計指針に基づいて耐震性の強化を図るとともに、代替性の確保や系統多重化などの等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。</p> <p>特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 被害想定結果の対策への反映</p> <p>被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が予測できる。このことから、この被害想定調査結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。</p> <p>(2) 都市機能確保のための事前対策の実施</p>

改 訂 前	改 訂 後												
<p>大規模な地震によってライフライン施設が被害を被り、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を図ることが必要である。</p> <p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</td> </tr> <tr> <td>1 電力施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>2 電話施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>4 上水道施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>5 下水道施設の耐震化</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 電力施設の耐震化-----【東京電力株式会社茨城支店】</p> <p>(1) 電力施設の現況</p> <p>1) 変電設備</p> <p>機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。</p>	第4 ライフライン施設の耐震化の推進	1 電力施設の耐震化	2 電話施設の耐震化	3 ガス施設の耐震化	4 上水道施設の耐震化	5 下水道施設の耐震化	<p>大規模な地震によってライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要することは、震災時の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を実施することは極めて重要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</td> </tr> <tr> <td>1 電力施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>2 電話施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>4 上水道施設の耐震化</td> </tr> <tr> <td>5 下水道施設の耐震化</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 電力施設の耐震化-----</p> <p>-----【東京電力パワーグリッド（下館支社）】</p> <p>(1) 電力施設の現況</p> <p>1) 変電設備</p> <p>機器の耐震性は、変電設備の重要性やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針（1980年制定）」に基づいて設計を行い、ま</p>	第4 ライフライン施設の耐震化の推進	1 電力施設の耐震化	2 電話施設の耐震化	3 ガス施設の耐震化	4 上水道施設の耐震化	5 下水道施設の耐震化
第4 ライフライン施設の耐震化の推進													
1 電力施設の耐震化													
2 電話施設の耐震化													
3 ガス施設の耐震化													
4 上水道施設の耐震化													
5 下水道施設の耐震化													
第4 ライフライン施設の耐震化の推進													
1 電力施設の耐震化													
2 電話施設の耐震化													
3 ガス施設の耐震化													
4 上水道施設の耐震化													
5 下水道施設の耐震化													

改 訂 前	改 訂 後
<p>2) 送電設備</p> <p>①架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>②地中電線路</p> <p>終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞動は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>3) 配電設備</p> <p>① 架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>② 地中電線路</p> <p>地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>4) 通信設備</p> <p>屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。</p>	<p>た、建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。</p> <p>2) 送電設備</p> <p>①架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>②地中電線路</p> <p>終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針（2019年改定）」に基づき設計を行い、洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>3) 配電設備</p> <p>①架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>②地中電線路</p> <p>地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>4) 通信設備</p> <p>屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 耐震化の方針</p> <p>電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。</p>	<p>(2) 耐震化の方針</p> <p>電力施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。</p>
<p>(3) 事業計画</p> <p>全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。</p> <p>2 電話施設の耐震化-----【東日本電信電話株式会社茨城支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>(3) 事業計画</p> <p>全体計画及び実施計画は、「電力施設の現況」に順じ実施するよう努める。</p> <p>2 電話施設の耐震化-【東日本電信電話（茨城支店）】</p> <p>災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。</p>
<p>(1) 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施している。</p> <p>また、地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。</p> <div data-bbox="370 1246 1100 1341" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。</p> </div>	<p>(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策</p> <p>耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等</p> <p>(2) 電気通信システムの信頼性向上対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等） 2) 主要中継交換機の分散設置 3) 通信ケーブル地中化の推進 4) 大都市におけるう道（共同溝を含）網の構築 5) 電気通信設備に対する予備電源の確保

改 訂 前	改 訂 後
<p>②暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行うこと。</p> <p>③地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。</p>	<p>6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等） 7) 社内システムの高信頼化等</p> <p>(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等） 2) 災害等時のトラヒックコントロール 3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等
<p>(2) 電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。</p> <p>【通信網の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。 ・主要な中継交換機を分散設置とする。 ・大都市等において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。 ・通信ケーブルの地中化を推進する。 ・主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 ・重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。 <p>(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化</p> <p>電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における</p>	

改 訂 前	改 訂 後
<p>滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。</p> <p>(4) 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。</p> <p>3 ガス施設の耐震化-----【ガス事業者】</p> <p>市内で普及している液化石油ガス(LP ガス)は、管路等での漏洩が問題となる都市ガスとは異なり、災害時でも高い安全性を有するとされているが、より一層の安全を期するため、以下の対応を検討するものとする。</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>【防災システムの強化】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以下の災害防止対策を検討し、防災対策を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震による配管の損傷を防ぐため、地震に強い配管の導入促進を図る。 ・ ガス漏れ 24 時間集中監視システムの導入を図る。 ・ ガス漏れ警報器等の安全機器の設置を図る。 </div> <p>(2) 一般消費者への災害防止のための普及啓発</p>	<p>3 ガス施設の耐震化-----【ガス事業者】</p> <p>市内で普及している液化石油ガス(LP ガス)は、管路等での漏洩が問題となる都市ガスとは異なり、災害時でも高い安全性を有するとされているが、より一層の安全を期するため、以下の対応を検討するものとする。</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>以下の災害防止対策を検討し、防災対策を図ることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地震による配管の損傷を防ぐため、地震に強い配管の導入促進を図る。 ② ガス漏れ 24 時間集中監視システムの導入を図る。 ③ ガス漏れ警報器等の安全機器の設置を図る。 <p>(2) 一般消費者への災害防止のための普及啓発</p>

改 訂 前	改 訂 後																
<p>ガス漏れが発生した場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知を図る。</p> <p>4 上水道施設の耐震化-----【市(経済建設部)】 水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。</p> <p>(1) 配水池・貯水池の緊急補強または更新 配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。</p> <p style="text-align: center;">表 水道現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水人口 (人)</th><th>1日最大給水量 (m³)</th><th>1日平均給水量 (m³)</th><th>年間給水量 (km³／年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,042</td><td>11,023</td><td>9,829</td><td>3,390</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：統計しもつま)</p> <p>(2) 管等老朽管の更新 老朽化した管等の耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。</p> <p>(3) 給水装置・受水槽の耐震化</p>	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³)	1日平均給水量 (m ³)	年間給水量 (km ³ ／年)	40,042	11,023	9,829	3,390	<p>ガス漏れが発生した場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知を図る。</p> <p>4 上水道施設の耐震化-----【市(建設部)】 市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。</p> <p>(1) 配水池・貯水池の緊急補強または更新 配水池等市街地に存する重要施設のうち、耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。</p> <p style="text-align: center;">表 水道現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水人口</th><th>1日最大給水量</th><th>1日平均給水量</th><th>総配水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,221人</td><td>11,432 m³</td><td>10,434 m³</td><td>3,818,999 m³</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和2年3月31日現在)</p> <p>(2) 老朽管等の更新 老朽化した管等の耐震性に劣る管路について、速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。</p> <p>(3) 給水装置・受水槽の耐震化</p>	給水人口	1日最大給水量	1日平均給水量	総配水量	40,221人	11,432 m ³	10,434 m ³	3,818,999 m ³
給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³)	1日平均給水量 (m ³)	年間給水量 (km ³ ／年)														
40,042	11,023	9,829	3,390														
給水人口	1日最大給水量	1日平均給水量	総配水量														
40,221人	11,432 m ³	10,434 m ³	3,818,999 m ³														

改 訂 前	改 訂 後
<p>利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。</p> <p>(4) 緊急時給水能力の強化</p> <p>緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。</p> <p>5 下水道施設の耐震化-----【市(経済建設部)】</p> <p>(1) 既存施設の耐震化</p> <p>被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 耐震診断</p> <p>新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。</p> <p>2) 耐震補強工事</p> <p>補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。</p> <p>3) 耐震化の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①可とう性・伸縮性を有する継手の採用 ②地盤改良等による液状化対策の実施 </div>	<p>利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。</p> <p>(4) 緊急時給水能力の強化</p> <p>緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。</p> <p>5 下水道施設の耐震化-----【市(建設部)】</p> <p>(1) 既存施設の耐震化</p> <p>市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。</p> <p>1) 耐震診断</p> <p>新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。</p> <p>2) 耐震補強工事</p> <p>補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。</p> <p>3) 耐震化の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可とう性・伸縮性を有する継手の採用 ・地盤改良等による液状化対策の実施

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 新設施設の耐震化</p> <p>施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。</p>	<p>(2) 新設施設の耐震化</p> <p>市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において、耐震化対策を講ずる。</p> <p>6 ごみ処理施設-----【下妻地方広域事務組合】</p> <p>ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</p>
<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。</p> <p>2 留意事項点</p> <p>(1) 地盤情報の一元化</p> <p>地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関</p>	<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努める。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 地盤情報の一元化</p> <p>地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関</p>

改 訂 前	改 訂 後														
<p>により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。</p> <p>(2) 警戒体制の確立</p> <p>地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な微候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。</p>	<p>により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。</p> <p>(2) 警戒体制の確立</p> <p>地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な微候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。</p>														
<p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 地盤災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>1 地盤災害危険度の把握</td> </tr> <tr> <td>2 土地利用の適正化の誘導</td> </tr> <tr> <td>3 斜面崩壊防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>4 造成地災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>5 地盤沈下防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>6 液状化防止対策の推進</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 地盤災害危険度の把握</p> <p>(1) 地盤情報のデータベース化-----【市(経済建設部)】</p>	第5 地盤災害防止対策の推進	1 地盤災害危険度の把握	2 土地利用の適正化の誘導	3 斜面崩壊防止対策の推進	4 造成地災害防止対策の推進	5 地盤沈下防止対策の推進	6 液状化防止対策の推進	<p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 地盤災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>1 地盤災害危険度の把握</td> </tr> <tr> <td>2 土地利用の適正化の誘導</td> </tr> <tr> <td>3 斜面崩壊防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>4 造成地災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>5 地盤沈下防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>6 液状化防止対策の推進</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 地盤災害危険度の把握</p> <p>(1) 地盤情報のデータベース化-----【市(建設部)】</p>	第5 地盤災害防止対策の推進	1 地盤災害危険度の把握	2 土地利用の適正化の誘導	3 斜面崩壊防止対策の推進	4 造成地災害防止対策の推進	5 地盤沈下防止対策の推進	6 液状化防止対策の推進
第5 地盤災害防止対策の推進															
1 地盤災害危険度の把握															
2 土地利用の適正化の誘導															
3 斜面崩壊防止対策の推進															
4 造成地災害防止対策の推進															
5 地盤沈下防止対策の推進															
6 液状化防止対策の推進															
第5 地盤災害防止対策の推進															
1 地盤災害危険度の把握															
2 土地利用の適正化の誘導															
3 斜面崩壊防止対策の推進															
4 造成地災害防止対策の推進															
5 地盤沈下防止対策の推進															
6 液状化防止対策の推進															

改 訂 前	改 訂 後
<p>市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。</p> <p>(2) 地盤情報の公開-----【- 市(総務部、経済建設部)】</p> <p>上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。</p> <p>また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により形で公開していく。</p> <p>2 土地利用の適正化の誘導</p> <p>安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。</p> <p>(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保-----【市(総務部、経済建設部)】</p> <p>都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。</p> <p>また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。</p>	<p>市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。</p> <p>(2) 地盤情報の公開-----【- 市(総務部、建設部)】</p> <p>上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。</p> <p>また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により形で公開していく。</p> <p>2 土地利用の適正化の誘導</p> <p>市は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。</p> <p>(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用 -----【市（総務部、建設部）】</p> <p>市は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。</p> <p>また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用--- -----【市(経済建設部)】</p> <p>危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の周知の徹底と砂防法等の適切な運用--- -----【市(建設部)】</p> <p>土砂災害ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。</p>
<p>3 斜面崩壊防止対策の推進-----【市(経済建設部)】</p> <p>地震による土砂災害から市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進する。</p> <p>また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度を、本市もこの方針に沿い積極的に対応する。</p> <p>ソフト対策については、危険箇所を地域防災計画に掲載し、危険区域に標識を設置する等危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。</p> <p>【急傾斜地危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の指定】</p> <p>①崩壊の恐れのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、市長は、県知事と協議し指定を依頼する。</p>	<p>3 斜面崩壊防止対策の推進-----【市(建設部)】</p> <p>地震等による土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進する。</p> <p>また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度に沿って、本市も積極的に対応する。</p> <p>ソフト対策については、土砂災害警戒区域を地域防災計画に掲載し、土砂災害警戒区域に標識を設置する等警戒区域の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。</p> <p>【急傾斜地危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の指定】</p> <p>①崩壊の恐れのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、市長は、県知事と協議し指定を依頼する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>②区域の指定を受けた急傾斜地崩壊区域については、県知事が市と連携をとり、急傾斜地の崩壊が生じないよう所有者を指導する。</p> <p>③区域の指定を受けた土地所有者または居住者に対し、県・市の補助を用いて防災工事を行うよう指導をする。</p>	<p>②区域の指定を受けた急傾斜地崩壊区域については、県知事が市と連携をとり、急傾斜地の崩壊が生じないよう所有者を指導する。</p> <p>③区域の指定を受けた土地所有者または居住者に対し、県・市の補助を用いて防災工事を行うよう指導をする。</p>
<p>【土地所有者等に対する指導】</p> <p>①危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告等を行う。</p> <p>②所有者に維持保全義務を認識させる。</p> <p>③地震発生後や大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。</p>	<p>【土地所有者等に対する指導】</p> <p>①危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告等を行う。</p> <p>②所有者に維持保全義務を認識させる。</p> <p>③地震発生後や大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。</p>
<p>【崩壊防止工事の実施】</p> <p>①建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。</p> <p>②市が行う防災関連の補助を用いて工事を行うよう指導する。</p>	<p>【崩壊防止工事の実施】</p> <p>①建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。</p> <p>②市が行う防災関連の補助を用いて工事を行うよう指導する。</p>
<p>【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】</p> <p>①傾斜度が 30 度以上、高さが 5m 以上の斜面で崩壊により危害が生ずる恐れがある人家 5 戸以上ある区域。</p>	<p>【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】</p> <p>①傾斜度が 30 度以上、高さが 5 m以上の斜面で崩壊により危害が生ずる恐れがある人家 5 戸以上ある区域</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>②同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域。</p>	<p>②同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域</p>
<p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が市長の意見をきいて、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発される恐れがないようにするため、以下の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの。</p>	<p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が市長の意見をきいて、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発される恐れがないようにするため、以下の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの</p>
<p>【制限される行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水を放流し、または停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為。 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置または改造 ③のり切り、切土、掘さくまたは盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下または地引きによる搬出 ⑥土石の採取または集積 	<p>【制限される行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水を放流し、または停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置または改造 ③のり切り、切土、掘さくまたは盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下または地引きによる搬出 ⑥土石の採取または集積

改 訂 前	改 訂 後
<p>⑦全各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの</p> <p>4 造成地災害防止対策の推進</p> <p>(1) 災害防止に関する指導、監督-----【市(経済建設部)】</p> <p>造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。</p> <p>また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。</p> <p>(2) 災害防止に関する指導基準-----【市(経済建設部)】</p> <p>宅地開発等に対し適切に指導を行い、宅地開発等が要因となる災害の未然防止に努める。</p> <p>【指導基準】</p> <p>1) 災害危険度の高い区域 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。</p> <p>2) 人工崖面の安全措置 宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。</p> <p>3) 軟弱地盤の改良</p>	<p>⑦全各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発する恐れのある行為で、政令で定めるもの</p> <p>4 造成地災害防止対策の推進</p> <p>(1) 災害防止に関する指導、監督-----【市(建設部)】</p> <p>造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。</p> <p>また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。</p> <p>(2) 災害防止に関する指導基準-----【市(建設部)】</p> <p>1) 災害危険度の高い区域 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。</p> <p>2) 人工崖面の安全措置 宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。</p> <p>3) 軟弱地盤の改良</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。</p>	<p>宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。</p>
<p>5 地盤沈下防止対策の推進-----【市(経済建設部)】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木構造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である、地下水の過剰揚水を規制する。</p>	<p>5 地盤沈下防止対策の推進-----【市(建設部)】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木構造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である、地下水の過剰揚水を規制する。</p>
<p>6 液状化防止対策の推進-----【市(経済建設部)】 液状化による被害を軽減するため、市は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p>	<p>6 液状化防止対策の推進-----【市(建設部)】 液状化による被害を軽減するため、市は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。 また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>■ 資料編 「急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定」</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第6 危険物施設等災害予防の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。</p> <p>また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。</p> <p>2 留意事項点</p> <p>(1) 地震時の被害の予測と対策の推進</p> <p>危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、地震災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時</p>	<p>第6 危険物等施設の災害予防の推進</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時の応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。</p> <p>また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 震災時の被害の予測と対策の推進</p> <p>危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各防災関係機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地</p>

改 訂 前	改 訂 後										
<p>の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。</p> <p>また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。</p> <p>さらに、地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 新たな危険物への対応</p> <p>先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。</p> <p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第6 危険物施設等災害予防の推進</td> </tr> <tr> <td>1 石油類等危険物施設の予防対策</td> </tr> <tr> <td>2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策</td> </tr> <tr> <td>3 毒劇物取扱施設の予防対策</td> </tr> <tr> <td>4 放射線使用施設の予防対策</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p>	第6 危険物施設等災害予防の推進	1 石油類等危険物施設の予防対策	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策	3 毒劇物取扱施設の予防対策	4 放射線使用施設の予防対策	<p>震発生時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。</p> <p>また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理に係るマニュアル等を整備することが必要である。</p> <p>さらに、大規模な地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 新たな危険物への対応</p> <p>先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第6 危険物等施設の災害予防の推進</td> </tr> <tr> <td>1 石油類等危険物施設の予防対策</td> </tr> <tr> <td>2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防</td> </tr> <tr> <td>3 毒劇物取扱施設の予防対策</td> </tr> <tr> <td>4 放射線使用施設の予防対策</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p>	第6 危険物等施設の 災害予防の推進	1 石油類等危険物施設の予防対策	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防	3 毒劇物取扱施設の予防対策	4 放射線使用施設の予防対策
第6 危険物施設等災害予防の推進											
1 石油類等危険物施設の予防対策											
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策											
3 毒劇物取扱施設の予防対策											
4 放射線使用施設の予防対策											
第6 危険物等施設の 災害予防の推進											
1 石油類等危険物施設の予防対策											
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防											
3 毒劇物取扱施設の予防対策											
4 放射線使用施設の予防対策											

改 訂 前	改 訂 後
<p>1 石油類等危険物施設の予防対策</p> <p>危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市はこれらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。</p> <p>また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 施設の保全及び耐震化-----【石油等危険施設管理者】</p> <p>危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。</p> <p>(2) 大規模タンクの耐震化-----【石油等危険施設管理者】</p> <p>一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。</p> <p>また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。</p>	<p>1 石油類等危険物施設の予防対策</p> <p>石油類等危険物施設は消防法及び関係法令により、細部にわたり規制基準が示されており、市はこれらの法令に基づき、規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。</p> <p>また、石油類等危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 施設の保全及び耐震化-----【石油類等危険物施設管理者】</p> <p>石油類等危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、石油類等危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。</p> <p>(2) 大規模タンクの耐震化-----【石油類等危険物施設管理者】</p> <p>市は、一定規模以下の貯蔵タンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定をして基礎修正を行うとともに、各種試験による自主検査体制を確立するよう指導する。</p> <p>また、石油類等危険物施設の管理者等は、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 保安確保の指導-----【市(下妻消防署)】</p> <p>危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。</p>	<p>(3) 保安確保の指導-----【下妻消防署】</p> <p>下妻消防署は、石油類等危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。</p>
<p>(4) 自主防災体制の確立-----【石油等危険施設の管理者】</p> <p>危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。</p> <p>また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。</p>	<p>(4) 自主防災体制の確立-----【石油類等危険物施設の管理者】</p> <p>石油類等危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。</p> <p>また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。</p>
<p>2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策</p> <p>(1) 高圧ガス設備等の予防対策-----【高圧ガス施設等管理者】</p> <p>高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。</p> <p>なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体との密接な連携し、事業者に対する周知徹底を図るとともに、事業者の一層の自主保安を促進する。</p> <p>1) 防災マニュアルの整備</p>	<p>2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策</p> <p>(1) 高圧ガス設備等の予防対策-----【高圧ガス施設等管理者】</p> <p>市は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。</p> <p>なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対する周知徹底を図るとともに、事業者の一層の自主保安を促進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。</p> <p>2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進 法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。</p> <p>3) 事業者間の相互応援体制の整備 地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。</p> <p>4) 地震対策用安全器具の普及 液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。</p> <p>5) LP ガス集中監視システムの普及</p>	<p>1) 防災マニュアルの整備 高圧ガス施設等の管理者等は、事業所の高圧ガス設備、液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震発生時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。</p> <p>2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進 市は、法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備について、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。</p> <p>3) 事業者間の相互応援体制の整備 高圧ガス施設等の管理者等は、地震発生時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる被害が発生し、またはそのおそれがある時、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。</p> <p>4) 地震対策用安全器具の普及 市は、液化石油ガス消費設備について、地震発生時に一般家庭の液化石油ガスによる被害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。</p> <p>5) LP ガス集中監視システムの普及 市は、液化石油ガス販売事業者が、地震発生時に、液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。</p> <p>(2) 火薬類の予防対策-----【火薬等製造者・取扱者】</p> <p>1) 製造所への対策</p> <p>①従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。</p> <p>②定期自主検査の完全実施を指導する。</p> <p>2) 火薬庫への対策</p> <p>①火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。</p> <p>②定期自主検査の完全実施を指導する。</p> <p>3) 点検及び通報</p> <p>火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間要することから、一定規模以上の地震が市内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を市及び県へ通報するよう指導する。</p> <p>3 毒劇物取扱施設の予防対策</p> <p>(1) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実-----【毒劇物等取扱施設管理者】</p>	<p>で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。</p> <p>(2) 火薬類の予防対策-----【火薬類取扱施設管理者】</p> <p>1) 製造所への対策</p> <p>①従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。</p> <p>②定期自主検査の完全実施を指導する。</p> <p>2) 火薬庫への対策</p> <p>①火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。</p> <p>②定期自主検査の完全実施を指導する。</p> <p>3) 点検及び通報</p> <p>火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間要することから、一定規模以上の地震が市内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を市及び県へ通報するよう指導する。</p> <p>3 毒劇物取扱施設の予防対策</p> <p>(1) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実-----【毒劇物取扱施設管理者】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>1) 毒物または劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。</p> <p>【危害防止規定の整備】</p> <p>①毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項 ②次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項 ア 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者 イ 設備等の点検・保守を行う者 ウ 事故時における関係機関への通報を行う者 エ 事故時における応急措置を行う者 ③次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項 製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等 ④③に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項 ⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項 ⑥②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項</p> <p>2) 防災訓練の実施 上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。</p>	<p>1) 危害防止規程の整備 毒劇物取扱施設管理者は、毒物または劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。</p> <p>①毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項 ②次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項 ア 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者 イ 設備等の点検・保守を行う者 ウ 事故時における関係機関への通報を行う者 エ 事故時における応急措置を行う者 ③次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項 製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等 ④③に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項 ⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項 ⑥②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項</p> <p>2) 防災訓練の実施 上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進----- -----【毒劇物等取扱施設管理者】 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。</p>	<p>(2) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進----- -----【毒劇物等取扱施設管理者】 毒劇物取扱施設の管理者等は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。</p>
<p>4 放射線使用施設の予防対策----- -----【県、放射線等使用施設管理者】 放射線同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生する恐れがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。 放射線使用施設管理者に対する指導は県が行うものとする。</p>	<p>4 放射線使用施設の予防対策----- -----【県、放射線等使用施設管理者】 放射線同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。 放射線使用施設管理者に対する指導は、県が行うものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路(緊急交通経路)の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行なうことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 陸上・空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築</p> <p>地域の道路やヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図っていく。また、震災時の物流拠点となる施設については、こうした陸上・空の各輸送手段の連結性を考慮し、隣接地域、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進めることが必要である。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路(緊急交通経路)の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行なうことが求められ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開車両や資機材及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 陸上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築</p> <p>地域の道路やヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図っていく。また、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、隣接地域、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進める</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 地域特性と対策の対応</p> <p>地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行うことが必要である。</p> <p>(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備</p> <p>実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(4) 地震発生後の情報連絡手段の整備</p> <p>地震発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。</p> <p>また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実</p>	<p>ことが必要である。</p> <p>(2) 地域特性と対策</p> <p>地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行うことが必要である。</p> <p>(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備</p> <p>実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(4) 地震発生後の情報連絡手段の整備</p> <p>地震発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、震災時においても有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。</p> <p>また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 緊急輸送道路の指定・整備----【市(経済建設部)、県、国】</p> <p>茨城県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいてあらかじめ、緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定をしている。</p> <p>市は、緊急輸送道路のうち、市が管理する部分について、地震災害対策計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。</p> <p>本市においては、特に市街地の街路が複雑な上、狭隘なため、被災時に市街地を中心として市内各地への円滑な輸送・交通体制を実現するための道路体系の整備を図る必要がある。また、市内を縦横に走る河川や水路をまたぐ橋梁等に関して、特に十分な耐震強化を図り、被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。</p> <p>【緊急輸送道路の選定基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ①第一次緊急輸送道路ネットワーク 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡 </div>	<p>に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 緊急輸送道路の指定・整備--【市(建設部)、県、国】</p> <p>県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ緊急輸送道路の指定をしている。</p> <p>市は、緊急輸送道路のうち、市が管理する部分について、地域防災計画の地震災害対策計画編で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。</p> <p>本市においては、特に市街地の街路が複雑な上、狭隘なため、被災時に市街地を中心として市内各地への円滑な輸送・交通体制を実現するための道路体系の整備を図る必要がある。また、市内を縦横に走る河川や水路をまたぐ橋梁等に関して、特に十分な耐震強化を図り、被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。</p> <p>【緊急輸送道路の考え方】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ①第一次緊急輸送道路ネットワーク ・広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸 </div>

改 訂 前		改 訂 後	
する道路 ②第二次緊急輸送道路ネットワーク 第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路 ③第三次緊急輸送道路ネットワーク その他の道路	• 交通軸と防災拠点(Aランク)を連絡する道路、又は防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路 ②第二次緊急輸送道路ネットワーク • 第一次緊急輸送道路と防災拠点（Bランク）を連絡する道路、又は防災拠点（A、Bランク）を相互に連絡する道路 • 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路 ③第三次緊急輸送道路ネットワーク • 第一次及び第二次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路		
※防災拠点 Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等） Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等） Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関等）			

表 緊急輸送道路一覧（第一次、第二次、第三次）

	路線番号	路線名
第一次緊急輸送道路	125	国道 125 号
	294	国道 294 号

表 緊急輸送道路一覧（第一次、第二次）

区分	路線番号	路線名
第一次緊急輸送道路	125	国道 125 号
	294	国道 294 号

改 訂 前			改 訂 後		
第二次緊急輸送道路	357	谷和原筑西線	15	結城下妻線	
			第二次緊急輸送道路	56	つくば古河線
				357	谷和原筑西線
2 ヘリポートの指定・整備-----【市(総務部)】 緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定する。 さらに、ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。			2 ヘリポートの指定・整備-----【市(総務部)】 市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを防災関係機関と協議の上指定する。 さらに、ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、防災関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど、所要の措置を講じる。		
3 緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備 (1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備-----【市(各部)、防災関係団体】 啓開作業（道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等）に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。			3 緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備 (1) 道路啓開用資機材、車両の調達体制の整備-----【市(各部)、防災関係団体】 道路啓開作業（道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等）に必要な資機材及び車両等の調達については、防災関係団体への協力を要請する。その際の具体的な資機材、車両の種類及び数量について事前検討し、調達体制を整備する。		
 (2) 緊急通行車両等の調達体制の整備-----【市(総務部)、防災関係団体】 市の保有車両等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。			 (2) 緊急通行車両等の調達体制の整備-----【市(総務部)、防災関係団体】 市は、保有車両等を把握するとともに、必要に応じて防災関係団体と協定を締結するなど緊急通行車両等の調達体制の整		

改 訂 前	改 訂 後
<p>■資料編 「ヘリポート一覧」</p> <p>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。</p> <p>また、特に初期段階で重要な地域住民、自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 地震時の出火要因への対処</p> <p>過去の地震事例を中心に出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。</p> <p>特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。</p> <p>(2) 広域応援体制の確立</p> <p>県内の消防本部間の相互応援、緊急消防援助隊等による県外からの広域応援体制の確立を図る。</p>	<p>備に努める。</p> <p>■ 資料編 「ヘリポート一覧」</p> <p>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。</p> <p>また、特に初期段階で重要な地域住民、自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 地震発生時の出火要因への対処</p> <p>過去の地震事例を中心に出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。</p> <p>特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。</p> <p>(2) 広域受援体制の確立</p> <p>県内の消防本部間の相互応援、緊急消防援助隊等による県外からの受援体制の確立を図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。</p>	<p>また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。</p>
<p>(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化</p> <p>地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。</p> <p>地域の住民は自主防災組織等を結成し、自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることが必要である。</p>	<p>(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化</p> <p>災害の規模が大きい場合、消防署、消防団等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。</p> <p>地域の住民は自らの地域は自らで守るという気概のもと、自主防災組織等の結成と地区防災計画の作成や防災研修・訓練等により、初期消火、救出、応急手当能力の強化に努めることが必要である。</p>
<p>(4) ヘリコプターの有効活用の検討</p> <p>地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。</p>	<p>(4) ヘリコプターの有効活用の検討</p> <p>県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく必要がある。</p> <p>また、地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。</p>
<p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 出火予防-----【市(総務部)、ガス事業者】</p>	<p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 出火予防-----【市(総務部)、ガス事業者】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(1) 一般火気器具からの出火の予防</p> <p>1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防 【住民に対しての普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと ・耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検 ・火気周辺に可燃物をおかないこと <p>2) 電気器具からの出火の予防 【住民に対しての普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜くこと ・避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと <p>3) ガス遮断装置の普及</p> <p>ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。</p>	<p>(1) 一般火気器具からの出火の予防</p> <p>1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防</p> <p>市は、市民に対し、以下の事項を普及啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと ・耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検 ・火気周辺に可燃物をおかないこと <p>2) 電気器具からの出火の予防</p> <p>市は、市民に対し、以下の事項を普及啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜くこと ・避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと <p>3) ガス遮断装置の普及</p> <p>ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。</p>
<p>(2) 化学薬品からの出火の予防</p> <p>-----【市(総務部)、化学薬品等管理者】</p> <p>化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。</p> <p>2 消防力の強化</p>	<p>(2) 化学薬品からの出火の予防</p> <p>-----【市(総務部)、化学薬品等管理者】</p> <p>化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。</p> <p>2 消防力の強化</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。</p>	<p>地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。</p>
<p>(1) 消防体制の再編の推進-----【下妻消防署】</p> <p>大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、市内の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の形成に努める。</p>	<p>(1) 消防体制の再編の推進-----【下妻消防署】</p> <p>市及び下妻消防署は、大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、市内の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の構築に努める。</p>
<p>(2) 署所の適正配置-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。</p>	<p>(2) 署所の適正配置-----【市(市長公室、総務部)、下妻消防署】</p> <p>市及び下妻消防署は、消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。</p>
<p>(3) 消防水利の確保-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。</p>	<p>(3) 消防水利の確保-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>市は、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。</p>
<p>(4) 消防車両・資機材の充実-----【下妻消防署、消防団】</p> <p>通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による</p>	<p>(4) 消防車両・資機材の充実-----【下妻消防署、消防団】</p> <p>下妻消防署及び消防団は、通常の消防力の強化に加え、大規模災害時の活用が期待される消防車両、水槽車等の整備を</p>

改 訂 前	改 訂 後												
<p>通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。</p> <p>(5) 消防団の育成・強化- -----【下妻消防署、消防団】 震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確立、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。</p> <p style="text-align: center;">表 消防団の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分団数</th><th>部数</th><th>団員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td><td>20</td><td>390</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 広域応援態勢の整備-----【下妻消防署】 大規模震災時に相互に応援活動を行なうため、各消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。 また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。</p>	分団数	部数	団員数	7	20	390	<p>推進する。また、停電による通信機能支障に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。</p> <p>(5) 消防団の育成・強化- -----【市、下妻消防署、消防団】 市は下妻消防署と連携し、大規模災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確立、団員の訓練等を総合的に推進、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。</p> <p style="text-align: center;">表 消防団の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分団数</th><th>部数</th><th>団員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td><td>20</td><td>371</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和3年5月1日現在)</p> <p>(6) 広域応援体制の整備-----【下妻消防署】 大規模震災時に相互に応援活動を行なうため、各消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。 また、応援側、受援側のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。</p>	分団数	部数	団員数	7	20	371
分団数	部数	団員数											
7	20	390											
分団数	部数	団員数											
7	20	371											

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 救助力の強化</p> <p>(1) 救助活動体制の強化-----【下妻消防署】</p> <p>災害現場から要救助者を敏速に救出するため、救助隊の育成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。</p>	<p>3 救助力の強化</p> <p>(1) 救助体制の強化-----【下妻消防署】</p> <p>下妻消防署は、災害現場から要救助者を敏速に救出するため、救助隊の育成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助体制の整備を図る。</p>
<p>(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施-----【下妻消防署】</p> <p>大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。</p>	<p>(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施-----【下妻消防署】</p> <p>下妻消防署は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。</p>
<p>(3) 消防団の育成・強化-----【下妻消防署、消防団】</p> <p>前項(5)を準用する。</p>	<p>(3) 消防団の育成・強化-----【下妻消防署、消防団】</p> <p>前項(5)を準用する。</p>
<p>(4) 広域応援態勢の整備-----【下妻消防署、消防団】</p> <p>前項(6)を準用する。</p>	<p>(4) 広域部隊との連携・協同応援体制の整備-----【市、下妻消防署】</p> <p>前項までの救助体制の強化に加え、県内外からの消防、警察、自衛隊等の部隊の受け入れ体制の整備や訓練等により、連携・協同体制の整備を図る。</p>
<p>4 救急力の強化</p> <p>(1) 救急活動体制の強化-----【下妻消防署、医療機関】</p>	<p>4 救急力の強化</p> <p>(1) 救急活動体制の強化-----【下妻消防署、医療機関】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。</p>	<p>大規模な地震によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。</p>
<p>【救急活動体制強化のための事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①救急救命士の計画的な養成 ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進 ③救急隊員の専任化の促進 ④救急教育の早急かつ計画的な実施 ⑤消防本部管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保) ⑥住民に対する応急手当の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ①救急救命士の計画的な養成 ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進 ③救急隊員の専任化の促進 ④救急教育の早急かつ計画的な実施 ⑤消防本部管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保) ⑥市民に対する応急手当の普及啓発
<p>(2) ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立----- -----【市(総務部)、下妻消防署、県】</p> <p>大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備及び県との連携強化を図り、県防災ヘリコプター等による救急搬送体制を確立する。</p> <p>また、民間航空会社と協定を締結し、救急搬送体制の充実を図る。</p>	<p>(2) ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立----- -----【県、市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備及び県との連携強化を図り、県防災ヘリ、ドクターへリ等による救急搬送体制を確立する。</p> <p>また、民間航空会社と協定を締結し、救急搬送体制の充実を図る。</p>
<p>(3) 集団救急事故対策-----【下妻消防署、医療機関】</p> <p>集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。</p>	<p>(3) 集団救急事故対策-----【下妻消防署、医療機関】</p> <p>救急業務計画に基づき、集団救急事故発生時を想定した救急事故対策訓練を防災関係機関との連携により実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上</p> <p>(1) 初期消化力の向上-----【自主防災組織、住民】 自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消防資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。</p> <p>(2) 救出・応急手当能力の向上 -----【市(総務部)、自主防災組織、住民】</p> <p>1) 救出資機材の備蓄 自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。 また、市はこうした地域の取りくみを支援する。</p> <p>【自主防災組織備蓄品（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ①応急救護資機材の備蓄・担架・医薬品 ②簡易救助資機材の備蓄・バール・のこぎり・ハンマー・スコップ等 ③消火用機材・消火器・ポンプ等 </div>	<p>5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上</p> <p>(1) 初期消火力の向上-----【自主防災組織、住民】 初期消火の主体は地域の住民であることから、家庭、自主防災組織を中心に、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消防資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。</p> <p>(2) 救出・応急手当能力の向上 -----【市(総務部)、自主防災組織、住民】</p> <p>1) 救出資機材の備蓄 自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。 また、市はこうした地域の取りくみを支援する。</p> <p>【自主防災組織備蓄品（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ①応急救護資機材（担架・医薬品） ②簡易救助資機材（バール・のこぎり・ハンマー・スコップ等） ③消火用機材（消火器・ポンプ等） </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>【一般家庭備蓄品（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ①応急救急セットの備蓄・医薬品 ②防火用水等の常備・風呂水・消火器 </div> <p>2) 救助訓練</p> <p>自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。</p>	<p>【一般家庭備蓄品（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ①応急救急セット（医薬品等） ②防火用水等（風呂水・消火器） </div> <p>2) 救助訓練</p> <p>自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のために極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の周知を図る。</p>
<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。</p> <p>これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。</p>	<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。</p> <p>これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>1 留意点</p> <p>(1) 情報伝達体制の確立</p> <p>大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>(2) 災害医療専門家の養成</p> <p>災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 医療救護施設の確保</p> <p>(1) 医療救護施設の耐震性の確保</p> <p>-----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関】</p> <p>市は、医療救護の活動上重要な拠点となる下妻市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。また、災害時に医療救護を担う</p>	<p>2 留意事項</p> <p>(1) 情報伝達体制の確立</p> <p>大規模な地震災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのために、平常時から衛星携帯電話等の通信機器を整備するなど災害医療に係る情報連絡体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>(2) 災害医療専門家の養成</p> <p>災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）養成研修【基礎編】修了者等、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <p>■ 対策</p> <p>1 医療救護施設の確保</p> <p>(1) 医療救護施設の耐震性の確保</p> <p>-----【市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>市は、医療救護の活動上重要な拠点となる下妻市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。また、災害時に医療救護</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>災害拠点病院等の施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。</p> <p>(2) ライフライン施設の代替設備の確保---【医療関連機関】</p> <p>1) 自家発電装置の整備</p> <p>病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。</p> <p>2) 災害用井戸等の整備</p> <p>病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽(貯水槽)の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備-----【県】</p> <p>茨城県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害医療センターを1か所、地域災害医療センターを9か所指定している。</p> <p>災害拠点病院は次の支援機能を有している。</p> <p>【災害拠点病院の支援機能】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する </div>	<p>を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。</p> <p>(2) ライフライン施設の代替設備の確保-----【医療機関】</p> <p>1) 自家発電装置の整備</p> <p>病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。</p> <p>2) 災害用井戸等の整備</p> <p>病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽(貯水槽)の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏えい防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備-----【県】</p> <p>県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2ヶ所、地域災害拠点病院を16ヶ所指定している。</p> <p>災害拠点病院は次の支援機能を有している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する </div>

改 訂 前	改 訂 後						
<p>る重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。</p> <p>②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。</p> <p>③自己完結型の医療救護チームの派遣機能。</p> <p>④地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。</p> <p>⑤研修機能(基幹災害医療センターのみ)</p> <p>災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造化、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの機能の維持、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害・救急医療情報システムの整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。</p>	<p>重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能</p> <p>②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応</p> <p>③自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>④地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能</p> <p>⑤研修機能(基幹災害拠点病院のみ)</p> <p>また、災害拠点病院の整備基準に基づき、診療棟の耐震化、患者多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペースの確保、電気等のライフラインの機能の維持、ヘリポートなどの施設や救命医療を行うために必要な診療設備の整備、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の導入、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の備蓄などを促進する。</p> <p>表 災害拠点病院の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1163 917 1877 1013"> <thead> <tr> <th data-bbox="1163 917 1298 1013">区分</th><th data-bbox="1298 917 1432 1013">医療圏</th><th data-bbox="1432 917 1877 1013">医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1163 1013 1298 1013">地域</td><td data-bbox="1298 1013 1432 1013">筑西・下妻</td><td data-bbox="1432 1013 1877 1013">茨城県西部メディカルセンター</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）指定医療機関の指定-----【県】</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMA Tを派遣するDMA T指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。</p>	区分	医療圏	医療機関名	地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
区分	医療圏	医療機関名					
地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター					

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 医療品等の確保</p> <p>病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、被災者等の治療に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、予め医薬品医療用品等の販売事業者と協力協定の締結に努める。</p> <p>(1) 医薬品、医療用品等の備蓄- -----【市(保健福祉部)、茨城県赤十字血液センター】 災害対策備蓄医薬品等の備蓄は、医師会病院等のほか、市役所(防災活動拠点)、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄を図るとともに、医薬品の調達のため県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を進める。 また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。</p> <p>(2) 真壁医師会、県医薬品卸業組合等との連携- -----【市(保健福祉部)】 防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の</p>	<p>(3) 災害派遣精神医療チーム(以下「D P A T」という。)の体制整備-----【県】 県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うD P A Tの体制整備に努める。</p> <p>3 医療品等の確保</p> <p>市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。</p> <p>(1) 医薬品、医療用品等の備蓄 -----【市(保健福祉部)、茨城県赤十字血液センター】 災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄は、病院等のほか、市役所(防災活動拠点)、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄を図るとともに、医薬品の調達のため、県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を進める。 また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。</p> <p>(2) 真壁医師会、県医薬品卸業組合等との連携-----【市(保健福祉部)】 防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>配備にあたっては、配備する医薬品・薬品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。</p>	<p>配備にあたっては、配備する医薬品・医療用品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。</p>
<p>4 医療機関間情報網の整備</p> <p>(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実-【県、医療関連機関】</p> <p>県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。</p> <p>病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。</p> <p>(2) 医療機関間連絡網の整備-----【県、医療関連機関】</p> <p>県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を隨時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。</p> <p>また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施</p>	<p>4 医療機関間情報網の整備</p> <p>(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実-【県、医療機関】</p> <p>県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。</p> <p>病院は、電力・通信が寸断された場合でも、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が入力できるよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。</p> <p>(2) 医療機関間連絡網の整備-----【県、医療機関】</p> <p>県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を隨時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。</p> <p>また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(1) 病院防災マニュアルの作成-----【医療関連機関】</p> <p>病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々なケース分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。</p> <p>病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（B C P）の策定に努める。</p> <p>なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>(1) 病院防災マニュアルの作成-----【医療機関】</p> <p>病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々なケース分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。</p> <p>病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等並びに病院施設からの避難や転院などについて留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（B C P）の策定に努める。</p> <p>なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</p>
<p>(2) 防災訓練の実施-----【医療関連機関】</p> <p>防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。</p> <p>防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。</p> <p>また、医療関係団体は、病院、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p>	<p>(2) 防災訓練の実施-----【医療機関】</p> <p>防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。</p> <p>防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。</p> <p>また、医療関係団体は、病院や市が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p>
<p>(3) トリアージ技術等の教育研修---【県、国、医療関連機関】</p>	<p>(3) トリアージ技術等の教育研修---【国、県、医療機関】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>国(厚生労働省)及び茨城県は、発災時の医療関係者の役割やトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け技術)、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する教育研修を推進している。病院等医療関係者は、これらの教育研修に積極的に取り組む。</p> <p>(4) DMA Tの研修</p> <p>国及び県は、DMA Tが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</p> <p>(5) DPATの研修</p> <p>国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</p> <p>(6) 災害医療コーディネーターの研修</p> <p>国及び県は、救護班等の派遣等に関する調整体制を強化するため、災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンに対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</p>	<p>国(厚生労働省)及び県は、発災時の医療関係者の役割やトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する教育研修を推進している。病院等医療関係者は、これらの教育研修を積極的に取り組む。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>6 医療関係団体との協力体制の強化-----</p> <p>-----【市、医療関連機関】</p> <p>市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。</p> <p>医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。</p> <p>さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。</p> <p>特に、災害時に医療救護所が速やかに設置でき、効果的な運営を図れるよう医師会や薬剤師会等と連携を強化し、医療機関間の役割分担の明確化や活動手順等を定めておくものとする。また、救護所の設置運営の訓練等を実施する。</p>	<p>(7) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「D H E A T」という。）の研修</p> <p>国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するD H E A Tが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。</p> <p>県は、D H E A Tの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>6 医療関係団体との協力体制の強化-----</p> <p>-----【市、医療機関】</p> <p>市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。</p> <p>医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。</p> <p>特に、災害時に医療救護所が速やかに設置でき、効果的な運営を図れるよう、医師会や薬剤師会等と連携を強化し、医療機関間の役割分担の明確化や活動手順等を定めておくものとする。また、医療救護所の設置運営の訓練等を実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>7 医療ボランティアの確保-----【県、医療関連機関】</p> <p>茨城県は、医療ボランティアの支援に関して、あらかじめ医療ボランティアの担当窓口を設置している。市内の病院等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、医療ボランティアの「受入れ窓口」としての機能を備えておく。</p>	<p>7 医療ボランティアの確保-----【県、医療機関】</p> <p>県は、医療ボランティアの支援に関して、あらかじめ医療ボランティアの担当窓口を設置する。市内の医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、医療ボランティアの「受入れ窓口」としての機能を備えておく。</p>
<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。</p> <p>また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。</p>	<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供とその開設・運営の体制が構築されていることが必要である。このため、避難所としての施設の指定及び開設・運営の整備を積極的に行っていく。</p> <p>また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、地域での流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から被災者に対し、円滑に食料、飲料水及び生活必需品の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 留意点</p> <p>(1) 協力体制の整備</p> <p>直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 最大規模の被害を想定した対策の対応</p> <p>備蓄・調達数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。</p> <p>(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保</p> <p>電気、水道、ガス等住民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。</p> <p>(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散</p> <p>災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散</p>	<p>2 留意事項</p> <p>(1) 協力体制の整備</p> <p>直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設及び生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町やその他防災関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町やその他防災関係機関との連携が機能しないという認識に立って、他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 最大規模の被害を想定した対策</p> <p>備蓄・調達数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。</p> <p>(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保</p> <p>電気、水道、ガス等市民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。</p> <p>(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散</p> <p>災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>させる必要がある。</p> <p>(5) ニーズに応じた調達・確保</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。</p>	<p>させる必要がある。</p> <p>(5) ニーズに応じた調達・確保</p> <p>被災地で求められる物資は、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するとともに、時間の経過により変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、季節的特性を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。</p>
<p>(6) 避難行動要支援者に配慮した備蓄・調達</p> <p>高齢者、乳幼児等避難行動要支援者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。</p>	<p>(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達</p> <p>高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。</p> <p>(7) 感染症予防のための備蓄・調達</p> <p>避難所等における新型コロナウィルス感染症等の予防に必要なマスク、フェイスシールド、消毒液及びゴム手袋等の資器材を確保することが必要である。</p>
<p>2 施策体系</p>	<p>3 対策の体系</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第4 被災者支援のための備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の整備 2 食料、生活必需品の供給体制の整備 3 応急給水・応急復旧体制の整備 <p>■ 対策</p> <p>1 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所の指定-----【市(総務部)】</p> <p>市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。</p> <p>避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。</p> <p>なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅とし</p>	<p>第4 被災者支援のための備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の整備 2 避難所の開設・運営体制の整備 3 食料の備蓄並びに調達体制の整備 4 応急給水・応急復旧体制の整備 5 リ災証明書の交付 <p>■ 対策</p> <p>1 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所の指定-----【市(総務部)】</p> <p>市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者を収容・保護することを目的として避難所を指定する。</p> <p>避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。</p> <p>なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅とし</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>て利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>
<p>(2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保----【市(関係各部)】</p> <p>平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。</p> <p>なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。</p>	<p>(2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保----【市(各部)】</p> <p>市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。</p> <p>なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。</p>
<p>(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p> <p>--- 【市(総務部)、東日本電信電通株式会社(茨城支店)】</p> <p>市は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。</p> <p>【避難所の備蓄品】</p>	<p>(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備-----</p> <p>--- 【市(総務部)、東日本電信電話(茨城支店)】</p> <p>市は、避難所またはその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） ・生活必需品 ・ラジオ ・通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む） ・放送設備 ・照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） ・炊き出しに必要な機材及び燃料 ・給水用機材 ・救護所及び医療資機材（常備薬含む） ・物資の集積所（備蓄倉庫等） ・仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ ・工具類 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。） ・マスク、フェイスシールド、消毒液、ゴム手袋、ビニール袋等の新型コロナウィルス感染症等の予防に必要な資器材 ・生活必需品（毛布、簡易トイレ、生理用品） ・ラジオ、テレビ ・通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む。） ・放送設備 ・照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。） ・炊き出しに必要な機材及び燃料 ・給水用機材 ・救護所及び医療資機材（常備薬含む。） ・物資の集積所（備蓄倉庫等） ・仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ、ポータブルトイレ ・マット、簡易ベッド、段ボールベッド ・工具類 ・清掃用具・資材
<p>また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。</p> <p>また、東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、特設公衆電話回線を整備するものとする。</p>	<p>また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。</p> <p>加えて、東日本電信電話㈱（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、特設公衆電話回線を整備するものとする。</p> <p>2 避難所の開設・運営体制の整備-----【市、住民】</p> <p>市及び住民は、突発する地震災害においても速やかに避難所を開設し、被災者の収容・保護の活動が円滑に行われるよう、以下により避難所の開設・運営の体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(1) 避難所の運営組織の確立</p> <p>地震災害においては市職員も被災するとともに、災害対応のための業務量が膨大なものになることから、市職員による避難所の開設・運営の活動は制約されたものになることが予想される。このため、指定する避難所ごとに、自主防災組織を主体とし、市職員、施設管理者及び地域の団体等による避難所の運営組織を編成する。</p> <p>(2) 避難所開設・運営マニュアルの整備</p> <p>災害時において避難所の開設・運営が円滑かつ効率的になされるためには、その避難所の特性に応じたマニュアルが整備されていることが必要である。このため、市は避難所の開</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 食料、生活必需品の供給体制の整備</p> <p>(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1) 市の体制整備-----【市(総務部、経済建設部】</p> <p>想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p>備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。</p>	<p>設・運営に関する基本的な事項を網羅したマニュアルを作成・提示するとともに、自主防災組織が避難所ごとのマニュアルを作成する活動が推進されるよう支援を行う。</p> <p>(3) 避難所の開設・運営訓練の実施</p> <p>災害時において確立した避難所運営組織及び避難所の開設・運営マニュアルが効果を発揮するためには、それらに基づいた活動に習熟するとともにマニュアル等の検証が行われる必要がある。このため、市は自主防災組織による避難所の開設・運営に関する訓練の実施を支援する。</p> <p>3 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 市の体制整備-----【市(総務部、経済部】</p> <p>市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p>備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。</p> <p>なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。</p>	<p>また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、防災関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。</p> <p>なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウィルス感染症対策等を考慮するものとする。</p>
<p>2) 県の体制整備-----【県】</p> <p>県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害や、市段階での必要量の確保が困難になった場合に備えて、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、県は想定される災人口の概ね3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を行うものとし、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから公的備蓄の充実に努める。</p> <p>なお、備蓄数量の設定にあたっては、個人や企業、市町村の備蓄状況等も勘案し、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。</p>	<p>(2) 県の体制整備-----【県】</p> <p>県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害や、市町村段階での必要量の確保が困難になった場合に備えて、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄を行うものとする。</p> <p>なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。</p> <p>さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>【①公的備蓄】</p> <p>茨城県は、想定されるり災人口の概ね 3 日分に相当する量を目標として食料の公的備蓄を行っている。</p> <p>ア 備蓄品目</p> <p>(ア) 食料品 パン、おかゆ、クラッカー、飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等 毛布、ビニールシート、簡易トイレ等</p> <p>なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。</p>	<p>的に見直しを図るものとする。</p> <p>1) 公的備蓄</p> <p>ア 備蓄品目</p> <p>(ア) 食料等 パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等 毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー等</p> <p>なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。</p>
<p>【②流通在庫備蓄】</p> <p>茨城県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行う</p>	<p>2) 流通在庫備蓄</p> <p>県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>など緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備を行っている。</p> <p>ア 調達品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p>精米、米加工品、ビスケット・クッキー、即席麺、缶詰、粉ミルク、梅干、漬物、みそ、しょうゆ、塩、砂糖、飲料水(ペットボトル)</p> <p>なお、品目については、高齢者等の災害時要援護者を考慮し、選定・更新を行っている。</p> <p>(イ) 生活必需品</p> <p>○寝具（毛布等）</p> <p>○日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等）</p> <p>○衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等）・炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）</p> <p>○光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L Pガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）</p> <p>○その他（ビニールシート等）</p> <p>(ウ) 一般用医療品</p>	<p>における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>○ 調達品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p>パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等） ・日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等） ・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L Pガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）

改 訂 前	改 訂 後
<p>なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等） <p>(ウ) 一般用医療品</p> <p>なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウィルス感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。</p>
	<p>3) 国・他都道府県からの調達</p> <p>ア 政府所有の米穀の調達</p> <p>県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。</p> <p>また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図つておくものとする。</p> <p>イ 他都道府県との応援協定</p> <p>県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。</p> <p>また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図つておくものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(ア) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会）</p> <p>(イ) 1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）</p> <p>(ウ) 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</p>
<p>3) 住民及び地域、事業所等の備蓄-----【住民・地域、事業所】</p> <p>【住民・地域】</p> <p>住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記①公的備蓄及び②流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。</p> <p>【事業所等】</p> <p>災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>3 応急給水・応急復旧体制の整備</p> <p>(1) 行動指針の作成-----【市(経済建設部)】</p> <p>市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。</p>	<p>(3) 住民及び地域、事業所等の備蓄-----【住民、事業所】</p> <p>住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記 1) 公的備蓄及び 2) 流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。</p> <p>また、事業所等は、発災後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>4 応急給水・応急復旧体制の整備</p> <p>(1) 行動指針の作成-----【市(建設部)】</p> <p>市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。</p> <p>【行動指針に定めておくべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。 ②県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。 ③外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。 ⇒集結場所、駐車場所、居留場所 ⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段 ④住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。 ⇒緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 ⇒地震規模に応じた断水時期の目処 ⇒住民に求める飲料水備蓄量及び水質保持の方法 ⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。 ⇒指揮命令系統の整った支援班の編成 ⇒自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行 	<p>なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること ②県及び他の都道府県への人員要請、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること ③外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること ⇒集結場所、駐車場所、居留場所 ⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段 ④市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること ⇒緊急時給水拠点の位置等の情報についての広報や給水拠点の表示の徹底 ⇒地震規模に応じた断水解消時期の目処 ⇒市民に求める飲料水備蓄量及び水質保持の方法 ⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること ⇒指揮命令系統の整った支援班の編成 ⇒自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備 -----【市(経済建設部)】</p> <p>市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。</p> <p>〈品目〉1)給水タンク車 2)給水タンク 3)浄水器 4)ポリ容器 5)ポリ袋等</p>	<p>(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備----- -----【市(建設部)】</p> <p>市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。</p> <p>〈品目〉 1)給水タンク車 2)給水タンク 3)浄水器 4)ポリ容器 5)ポリ袋等</p>
<p>(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備-----【市(経済建設部)】</p> <p>避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進める。</p>	<p>(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備-----【市(建設部)】</p> <p>市は、避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進める。</p>
<p>(4) 検査体制の整備-----【市(各部)】</p> <p>市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておくものとする。</p>	<p>(4) 検査体制の整備-----【市(各部)】</p> <p>市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査を行う体制を整備しておくものとする。</p>
	<p>5 り災証明書の交付</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に</p>

改 訂 前	改 訂 後
<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料編 「避難所必要物資等」 ■ 資料編 「備蓄目標」 ■ 資料編 「飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧」 	<p>進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資料編 「避難所必要物資等」 ■ 資料編 「備蓄目標」 ■ 資料編 「飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧」
<p>第5 避難行動要支援者安全確保のための備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の災害では、避難行動要支援者(自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)と呼ばれる方々の犠牲が多くなっており、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者の支援対策が盛り込まれた。</p> <p>このため、市、避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難施設として機能するよう整備に努めていくものとする。</p>	<p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の災害では、要配慮者(災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に「特に配慮を要する者」)の犠牲が多くなっており、平成25年6月に災対法が一部改正され、要配慮者のうち、避難行動要支援者の名簿の作成を義務付けること等が規定された。また、平成27年9月関東・東北豪雨などで、介護老人ホーム入所者に多くの犠牲者が発生したことなどから、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、河川洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。</p> <p>このため、市や避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者、並びに社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。</p>	<p>者」という。)等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援及び避難を確実にする体制を整備するとともに、社会福祉施設等を要配慮者の避難施設として機能するよう整備に努めていくものとする。</p> <p>また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。</p>
<p>2 留意点</p> <p>(1) 避難行動要支援者の状況把握</p> <p>地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。</p> <p>災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た方については平時から避難支援等関係者に名簿を提供する。</p> <p>(2) 夜間、休日等の対応</p> <p>地震発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。</p>	<p>2 留意事項</p> <p>(1) 要配慮者の状況把握</p> <p>災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。</p> <p>特に避難行動要支援者については、災対法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た上で、事前に避難支援等関係者に名簿を提供する。</p> <p>(2) 夜間、休日等の対応</p> <p>災害の発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後									
<p>(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備</p> <p>広域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため市は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 避難行動要支援者安全確保のための備え</td> </tr> <tr> <td>1 社会福祉施設等の安全体制の確保</td> </tr> <tr> <td>2 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td>3 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保</td> </tr> <tr> <td>4 外国人に対する防災対策の充実</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 社会福祉施設等の安全体制の確保</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>-----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入</p>	第5 避難行動要支援者安全確保のための備え	1 社会福祉施設等の安全体制の確保	2 避難行動要支援者の避難支援	3 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保	4 外国人に対する防災対策の充実	<p>(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備</p> <p>広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため市は、あらかじめ施設等管理者、地域住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 要配慮者安全確保のための備え</td> </tr> <tr> <td>1 社会福祉施設等の安全体制の確保</td> </tr> <tr> <td>2 要配慮者の支援体制の確保</td> </tr> <tr> <td>3 外国人に対する防災対策の充実</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 社会福祉施設等の安全体制の確保</p> <p>(1) 防災組織体制の整備-----</p> <p>-----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入</p>	第5 要配慮者安全確保のための備え	1 社会福祉施設等の安全体制の確保	2 要配慮者の支援体制の確保	3 外国人に対する防災対策の充実
第5 避難行動要支援者安全確保のための備え										
1 社会福祉施設等の安全体制の確保										
2 避難行動要支援者の避難支援										
3 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保										
4 外国人に対する防災対策の充実										
第5 要配慮者安全確保のための備え										
1 社会福祉施設等の安全体制の確保										
2 要配慮者の支援体制の確保										
3 外国人に対する防災対策の充実										

改 訂 前	改 訂 後
<p>所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。</p> <p>市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。</p>	<p>所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。</p> <p>市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画や避難確保計画の作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。</p>
<p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>-----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。</p>	<p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>-----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。</p>
<p>(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保</p> <p>-----【市経済建設部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。</p>	<p>(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保</p> <p>-----【市(建設部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、市は避難行動要支援者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。</p>	<p>また、市は要配慮者向けの避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。</p>
<p>(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄</p> <p>-----【市(総務部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。</p>	<p>(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄-----</p> <p>-----【市(総務部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。</p> <p>市は、要配慮者向けの避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。</p>
<p>(5) 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。</p> <p>市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。</p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援</p>	<p>(5) 防災教育、防災訓練の実施-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】</p> <p>施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。</p> <p>市は、施設等管理者に対し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を図るとともに、防災関係機関、地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保</p> <p>(1) 避難行動要支援者状況把握-----【市(保健福祉部)】</p> <p>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。</p> <p>また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。</p>	<p>2 要配慮者の支援体制の確保</p> <p>(1) 避難行動要支援者状況把握-----【市(保健福祉部)】</p> <p>市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、地域防災計画に基づき、総務部と保健福祉部との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>1) 避難支援等関係者となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下妻消防署 ・下妻市消防団

改 訂 前	改 訂 後
	<ul style="list-style-type: none"> ・下妻警察署 ・民生委員・児童委員 ・下妻市社会福祉協議会 ・自治区 ・自主防災組織 ・福祉事業者 ・その他市長が必要と認める者 <p>2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市のひとり暮らし高齢者台帳に記載のある者 ②介護保険要介護3～5を受けている者 ③身体障害者手帳（1、2級）または旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種身体障害者 ④療育手帳（Ⓐ、A）を受けている者 ⑤精神福祉保健手帳（1、2級）を受けている者 ⑥上記以外で市が支援の必要を認めた方 <p>※社会福祉施設等への長期入所者等は除く。</p> <p>3) 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法</p> <p>【個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の氏名 ・要支援者の生年月日 ・要支援者の性別 ・要支援者の住所または居所

改 訂 前	改 訂 後
	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の電話番号その他の連絡先 ・要支援者が避難支援等を必要とする事由 ・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>【入手方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2) の①～⑤は、市が対象者に通知をし、平常時における名簿提供の可否を確認する。 ・2) の⑥は市のホームページ等によりお知らせし、随時受付をする。 ・名簿の提供に同意した方については、民生委員・児童委員等が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。 <p>4) 名簿の更新に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入した該当者、あらたに該当した者を名簿に追加 ・平常時における名簿提供の可否を確認 ・転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。 ・民生委員・児童委員等が、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。 <p>5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置</p> <p>【市が求める措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。 ・名簿は、施錠できる場所で保管する。

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備 ----- 【市(保健福祉部)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い複製は行わない。 ・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。 <p>【市が講じる措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者に対し名簿の取扱いに関する所要の説明を実施するとともに、「誓約書」の提出を求めるものとする。 <p>6) 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮 第3章 第4節 第2 「避難指示・誘導」を準用する。</p> <p>7) 避難支援等関係者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、避難行動要支援者に対し、名簿提供の同意を得る段階で、市からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。 ・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。 <p>(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備----- ----- 【市(保健福祉部)】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>市は、震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。</p> <p>特に、市は、震災時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。</p> <p>(3) 相互協力体制の整備-----【市(保健福祉部)】</p> <p>民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民(自主防災組織や地域防災協力員)、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画及び個別計画)を策定するとともに、関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等避難支援体制の整備に努める。</p>	<p>市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、FAXなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。</p> <p>特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。</p> <p>(3) 相互協力体制の整備-----【市(保健福祉部)】</p> <p>市は、民生委員を中心として、要配慮者の地域住民(自主防災組織や地域防災協力員)、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難支援計画を策定するとともに、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</p> <p>-----【市(総務部)、自主防災組織、在宅ケアチーム】</p> <p>市は、近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。</p>	<p>(4) 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施-----</p> <p>-----【市(総務部)、自主防災組織、在宅ケアチーム】</p> <p>市は、地域住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災対策に関する普及啓発を図る。</p>
<p>3 外国人に対する防災対策の充実</p>	<p>3 外国人に対する防災対策の充実</p>
<p>(1) 外国人の所在の把握-----【市(市民部)】</p>	<p>(1) 外国人の所在の把握-----【市(市民部)】</p>
<p>災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。</p>	<p>市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。</p>
<p>(2) 外国人を含めた防災訓練の実施-----【市(総務部)】</p>	<p>(2) 外国人を含めた防災訓練の実施-----【市(総務部)】</p>
<p>平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。</p>	<p>市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。</p>
<p>(3) 防災知識の普及・啓発-----【市(総務部)】</p>	<p>(3) 防災知識の普及啓発-----【市(総務部)】</p>
<p>日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所や様々な受入れ機関における交流機会などを通じて配布</p>	<p>市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所や様々な受入れ機関における交流機会などを通じて配布を行</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>を行い、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(4) ライフラインカードの携行促進-----【市(市民部)】 外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。</p> <p>(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備----【市(総務部)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人相談体制の充実 外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、市は外国人の相談にも配慮していく。 外国人にやさしいまちづくりの促進 避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。 また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。 外国人への行政情報の提供 生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。 	<p>い、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>(4) ライフラインカードの携行促進-----【市(市民部)】 市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。</p> <p>(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備----【市(総務部)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人相談体制の充実 外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、市は外国人の相談にも配慮していく。 外国人にやさしいまちづくりの促進 市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。 また、県と案内板の表示やデザインの統一化について検討を進める。 外国人への行政情報の提供 市は、生活情報や防災情報などの行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して、外国語による情報提供を行う。

改 訂 前	改 訂 後
<p>4) 外国人と日本人とのネットワークの形成</p> <p>外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。</p> <p>5) 語学ボランティアの確保</p> <p>災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。</p>	<p>4) 外国人と日本人とのネットワークの形成</p> <p>市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。</p> <p>5) 語学ボランティアの支援</p> <p>市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。</p>
<p>第6 燃料不足への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 連絡体制の整備</p>	<p>第6 燃料不足への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、災害応急対策活動の円滑な推進及び市民の生命・生活の維持等を図る。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 連絡体制の整備</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、予め、県、市、県石油業協同組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。</p>	<p>大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、県、市、県石油業協同組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。</p>
<p>(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定</p> <p>災害時において、優先的に燃料を供給すべき市の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設を予め指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。</p>	<p>(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定</p> <p>災害時において、優先的に燃料を供給すべき市の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。</p>
<p>(3) 応急復旧等を実施する車両の指定</p> <p>災害時において、応急復旧や住民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両を予め指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。</p>	<p>(3) 応急復旧等を実施する車両の指定</p> <p>災害時において、応急復旧や市民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。</p>
<p>(4) 住民への普及啓発</p> <p>応急対策や住民生活の維持のために必要な施設や車両への燃料供給の制度について、住民への理解を促進するとともに、災害に備え、住民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。</p>	<p>(4) 市民への普及啓発</p> <p>災害応急対策活動や市民の生命・生活の維持のために必要な施設や車両への優先的な燃料供給について、市民への理解を促進するとともに、災害に備え、市民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。</p>
<p>3 対策の体系</p>	<p>3 対策の体系</p>

改 訂 前	改 訂 後								
<p>第6 燃料不足への備え</p> <table border="1" data-bbox="512 325 1089 516"> <tr><td>1 燃料の調達、供給体制の整備</td></tr> <tr><td>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</td></tr> <tr><td>3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</td></tr> <tr><td>4 平常時の心構え</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備-----【市(総務部)】 市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。</p> <p>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定 (1) 重要施設の指定-----【市(総務部)】 市は、県が定める基準に基づき災害発時においても、その機能を維持する必要のある重要施設を予め指定しておく。</p> <p>(2) 災害応急対策車両の指定-----【市(総務部)、防災関係団体】 市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。</p>	1 燃料の調達、供給体制の整備	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	4 平常時の心構え	<p>第6 燃料不足への備え</p> <table border="1" data-bbox="1246 325 1875 516"> <tr><td>1 燃料の調達、供給体制の整備</td></tr> <tr><td>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</td></tr> <tr><td>3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</td></tr> <tr><td>4 平常時の心構え</td></tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備-----【市(総務部)】 市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。</p> <p>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定 (1) 重要施設の指定-----【市(総務部)】 市は、県が定める基準に基づき災害発時においても、その機能を維持する必要のある重要施設をあらかじめ指定しておく。</p> <p>(2) 災害応急対策車両の指定-----【市(総務部)、防災関係機関】 市及び防災関係機関等は、県の定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。</p>	1 燃料の調達、供給体制の整備	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	4 平常時の心構え
1 燃料の調達、供給体制の整備									
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定									
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定									
4 平常時の心構え									
1 燃料の調達、供給体制の整備									
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定									
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定									
4 平常時の心構え									

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。</p> <p>(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務</p> <p>-----【市(総務部)、防災関係団体】</p> <p>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。</p> <p>災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。</p> <p>上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。</p> <p>3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定-【市(総務部)】</p> <p>市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。</p> <p>市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。</p>	<p>また、指定車両には県の定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。</p> <p>(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務-----【市(総務部)、防災関係機関】</p> <p>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。</p> <p>災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。</p> <p>上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。</p> <p>3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定-----【市(総務部)】</p> <p>市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先により給油を受けることのできる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。</p> <p>市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 平常時の心構え-----【市(総務部)】</p> <p>市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。</p> <p>また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。</p>	<p>は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。</p> <p>4 平常時の心構え-----【市(総務部)】</p> <p>市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。</p> <p>また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所等は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人一人が日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、市、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 体験重視の教育</p> <p>テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の教育が必要である。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、市、防災関係機関及び自主防災組織は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 体験重視の教育</p> <p>テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後							
<p>(2) 幅広い教育</p> <p>防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。</p> <p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 防災教育</td> </tr> <tr> <td>1 一般市民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>2 児童生徒等に対する防災教育</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策要員に対する防災教育</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 一般市民向けの防災教育</p> <p>市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められ</p> <p>(2) 幅広い教育</p> <p>防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 防災教育</td> </tr> <tr> <td>1 一般市民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>2 児童生徒等に対する防災教育</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策要員に対する防災教育</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 一般市民向けの防災教育</p> <p>市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火、負傷者の救助、避難・誘導及び避難行動要支援者の避難支援を行うなどの活動が求められる。このため、市及び防</p>	第1 防災教育	1 一般市民向けの防災教育	2 児童生徒等に対する防災教育	3 防災対策要員に対する防災教育	第1 防災教育	1 一般市民向けの防災教育	2 児童生徒等に対する防災教育	3 防災対策要員に対する防災教育
第1 防災教育								
1 一般市民向けの防災教育								
2 児童生徒等に対する防災教育								
3 防災対策要員に対する防災教育								
第1 防災教育								
1 一般市民向けの防災教育								
2 児童生徒等に対する防災教育								
3 防災対策要員に対する防災教育								

改 訂 前	改 訂 後
<p>るため、市及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。</p>	<p>災関係機関は、一般市民向けの防災教育や研修等を企画し、自助・共助による防災意識の向上と防災活動能力の向上を図るものとする。</p>
<p>(1) 普及啓発すべき内容-----【市、防災関係団体】</p> <p>市、防災関係機関は、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>①概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。</p> <p>②家具・ブロック塀等の転倒防止対策 寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。</p> <p>③災害時の家族内の連絡体制の確保 発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキン・</p>	<p>(1) 普及啓発すべき内容-----【市、防災関係機関】</p> <p>市、防災関係機関は、市民に対し、防災ガイドブックやハザードマップなどを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>①最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄 非常持出し袋の準備や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。</p> <p>②家具・ブロック塀等の転倒防止対策 寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。</p> <p>③避難行動をあらかじめ認識するための取組み 地域の避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>グシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。</p> <p>④地域で実施する防災訓練への積極的参加</p> <p>初期消火など初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。</p> <p>2) 緊急地震速報の普及啓発</p> <p>利用者が緊急地震速報を混乱なく有効に活用できるような環境の整備を目指し、緊急地震速報の適切な理解、緊急地震速報認知度向上のための普及・啓発に努める。</p>	<p>④災害時の家族内の連絡体制の確保</p> <p>発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・グシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。</p> <p>また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。</p> <p>⑤地域で実施する防災訓練への積極的参加</p> <p>初期消火など初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。</p> <p>⑥保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及啓発を図る。</p> <p>⑦「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等</p> <p>平成30年12月に公表された「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</p> <p>2) 緊急地震速報</p> <p>地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、利用者が緊急地震速報を混乱なく有効に活用できるような環境の整備を目指し、緊急地震速報の適切な理解、緊急地震速報認知度向上のための普及・啓発に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3) 地震保険の活用</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県及び市は、その制度の普及促進に努めるものとする。</p> <p>4) 防災関連設備等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非常用持出袋 ②消火器等消火資機材 ③住宅用火災警報器 ④その他防災関連設備等 	<p>3) 地震保険の活用</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県及び市は、その制度の普及促進に努めるものとする。</p> <p>4) 防災資器材・設備等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非常用持出し袋 ②消火器等消火資器材 ③住宅用火災警報器 ④その他防災関連設備等
<p>(2) 普及啓発手段-----【市、防災関係団体】</p>	<p>(2) 普及啓発手段-----【市、防災関係機関】</p> <p>市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどしてわかりやすく発信するものとする。</p>
<p>1) 広報紙、パンフレットの配布</p> <p>市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2) 講習会等の開催</p> <p>市、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の</p>	<p>1) 広報紙、パンフレットの配布</p> <p>市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2) 講習会等の開催</p> <p>市、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>普及、意識の高揚を図る。</p> <p>3) その他メディアの活用</p> <p>①テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用</p> <p>②ビデオ、フィルムの製作、貸出</p> <p>③文字放送の活用</p> <p>④インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用</p> <p>⑤地震体験車等の教育設備の貸出</p>	<p>普及、意識の高揚を図る。</p> <p>3) その他メディアの活用</p> <p>①テレビ・ラジオ局の番組の活用</p> <p>②ビデオ等の製作、貸出し</p> <p>③文字放送の活用</p> <p>④インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用</p> <p>⑤地震体験車等の教育設備の貸出し</p>
<p>(3) 防災基地の整備-----【市(総務部、経済建設部)】</p> <p>防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育-【市(教育部)、学校等設置者】</p> <p>1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。</p>	<p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育-【市(教育部)、学校等】</p> <p>1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</p>	<p>3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</p>
<p>(2) 指導者に対する防災教育-----【市(教育部)、学校等設置者】</p> <p>指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。</p>	<p>(2) 指導者に対する防災教育-----【市(教育部)、学校等】</p> <p>指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。</p>
<p>3 防災対策要員に対する防災教育</p> <p>応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。</p>	<p>3 防災対策要員に対する防災教育</p> <p>応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な計画的かつ継続的な防災教育・研修の実施に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を図る。</p>
<p>(1) 応急対策活動の習熟-----【市(各部)】</p> <p>被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。</p>	<p>(1) 応急対策活動の習熟-----【市(各部)】</p> <p>被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。</p> <p>(2) 研修会及び講演会の開催-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。</p>	<p>また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。</p> <p>(2) 研修会及び講演会の開催-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の防災担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。</p>
<p>第2 防災訓練</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第2 防災訓練</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害時においての迅速かつ適確な行動をとるためには、日常の訓練により知識、判断力及び活動能力を身に付けておくことが重要である。このため、市及び関係機関相互の連携のもと、地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報、被害の発生が想定される施設・場所及び防災資器材等を活用するなど地震発生時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 留意点</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 図上訓練による対策検証</p> <p>具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。</p> <p>(3) 地域の実状に即した訓練の実施</p> <p>地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。</p> <p>3 対策体系</p>	<p>に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性を確保しつつより実践的な訓練環境を作るとともに参加者自身の判断が求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 図上訓練による計画等の周知及び検証</p> <p>具体的な状況想定に基づく図上での災害対応のシミュレーションの実施は、防災対策要員の計画やマニュアル内容理解と災害応急対策活動への習熟及び計画等の検証に効果的であるばかりでなく、防災関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。</p> <p>(3) 地域の実状に即した訓練の実施</p> <p>地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。</p> <p>3 対策の体系</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2 防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総合防災訓練 2 市及び防災関係機関等が実施する訓練 3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 	<p>第1 防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総合防災訓練 2 市及び防災関係機関等が実施する訓練 3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練
<p>■ 対策</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(1) 訓練種目</p> <p>【市が主に実施する種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害対策本部設置、運営 2) 災害情報の収集・伝達・広報訓練 3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営訓練 4) 救出・救助、救護・応急医療訓練 5) 道路復旧、障害物排除訓練 6) 自主防災組織等への支援活動訓練 7) 避難行動要支援者の支援(避難所への避難等) 8) 応急給水活動路 	<p>■ 対策</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(1) 訓練種目</p> <p>【市が主に実施する種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害対策本部設置・運営訓練 2) 災害情報の収集・伝達・広報訓練 3) 避難準備及び避難誘導訓練、避難所の設置・運営支援訓練 4) 救出・救助訓練、救護・応急医療訓練 5) 道路復旧、障害物排除訓練 6) 救援物資の受入れ・配分訓練 7) 避難行動要支援者の支援(避難所への避難等)訓練 8) 応急給水活動訓練 9) 物資集積所、遺体安置所等の開設・運営訓練
<p>【防災関係機関が主に実施する種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 消火、救出救助訓練 	<p>【防災関係機関が主に実施する種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 消火、救出救助訓練

改 訂 前	改 訂 後
2) 救急救護訓練 3) 災害医療訓練 4) 学校・福祉施設・大規模店舗・駅などにおける混乱防止訓練 5) ライフライン復旧訓練 6) 緊急物資輸送訓練	2) 救急救護訓練 3) 災害医療訓練 4) 学校・福祉施設・大規模店舗・駅などにおける混乱防止訓練 5) ライフライン復旧訓練 6) 緊急物資輸送訓練
【自主防災組織・住民が主に実施する種目】 1) 初期消火訓練 2) 応急救護訓練 3) 炊き出し訓練 4) 巡回パトロール訓練 5) 避難行動要支援者の安全確保訓練 6) 避難訓練、避難誘導訓練	【自主防災組織・住民が主に実施する種目】 1) 初期消火訓練 2) 救出・応急救護訓練 3) 炊き出し訓練 4) 巡回パトロール訓練 5) 避難行動要支援者の安全確保、避難支援訓練 6) 避難訓練、避難誘導訓練 7) 避難所の開設・運営訓練
また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。 (2) 訓練参加機関----【市(各部)、防災関連機関、事業所、住民】 市内の総合防災訓練についてできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、防災関係機関、自主防災組織、災害応援協定締結機関、事業所、避難行動要支援者、ボランティア組織、一般市民等の参加も広く呼びかける。	また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。 (2) 訓練参加機関----【市(各部)、防災関連機関、事業所、住民】 市職員はもとより、市内のできるだけ多くの防災関係機関、自主防災組織、災害応援協定締結機関、事業所、避難行動要支援者、ボランティア組織及び一般市民等の参加を呼びかける。

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 防災訓練時の交通規制-----【市(総務部)、下妻警察署】</p> <p>茨城県地域防災計画には、防災訓練時、特に必要と認められる場合において、警察本部により歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限することができるよう定められている。市及び市域に係る防災関係機関は、防災訓練を実施するにあたって交通規制が必要であると認めた場合、警察にその旨申し出る。</p> <p>警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限する。</p> <p>2 市及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) 市による避難訓練-----【市(総務部)】</p> <p>地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期すため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や避難行動要支援者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。</p> <p>2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練-----【学校等】</p> <p>災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者</p>	<p>(3) 防災訓練時の交通規制-----【市(総務部)、下妻警察署】</p> <p>市及び市域に係る防災関係機関は、防災訓練を実施するにあたって交通規制が必要であると認めた場合、警察にその旨申し出る。</p> <p>警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限する。</p> <p>2 市及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>1) 市による避難訓練-----【市(総務部)】</p> <p>地震時における避難指示及び立ち退き勧告等の円滑、迅速、確実な実施を期すため、市が中心となり警察、消防及びその他の防災関係機関の参加のもと、事業者、自主防災組織、要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。</p> <p>2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練-----【学校等】</p> <p>市は、幼児、児童、生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。</p>	<p>者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。</p>
<p>3) 学校と地域が連携した訓練の実施-----【学校等】</p> <p>市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。</p>	<p>3) 学校と地域が連携した訓練の実施-----【学校等】</p> <p>市は学校と連携し、児童、生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。</p>
<p>(2) 非常参集訓練-----【防災関連機関】</p> <p>各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。</p>	<p>(2) 非常参集訓練-----【防災関連機関】</p> <p>各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。</p>
<p>(3) 通信訓練-----【市(各部)、茨城地区非常通信協議会】</p> <p>市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。</p> <p>また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>	<p>(3) 通信訓練-----【市(各部)、茨城地区非常通信協議会】</p> <p>市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。</p> <p>また、有線及び県防災行政無線が使用不能になった時に備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。</p>
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

改 訂 前	改 訂 後
<p>(1) 事業所(防火管理者)における訓練-----【事業所】</p> <p>学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。</p>	<p>(1) 事業所(防火管理者)における訓練-----【事業所】</p> <p>学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火活動や避難等の訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、茨城西南広域消防本部及び地域の防災関係機関等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。</p>
<p>(2) 自主防災組織等における訓練-----【自主防災組織】</p> <p>各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。</p>	<p>(2) 自主防災組織等における訓練-----【自主防災組織】</p> <p>各自主防災組織等は、地域住民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び茨城西南広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。</p>
<p>(3) 一般市民の訓練-----【住民】</p> <p>市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く避難行動要支援者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。</p>	<p>(3) 一般市民の訓練-----【住民】</p> <p>市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、及び防災行動力の強化に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での体験訓練、家庭での防災に対する会議、話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での災害体験、避難経路の確認、家庭での防災に対する会議、話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。</p>
<p>第3 災害に対する調査研究</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 調査研究に用いるデータ及び手法</p> <p>実際の震災対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。</p> <p>また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点での最も有効な手法を活用していくよう努</p>	<p>第3 災害に関する調査研究</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、市及び防災関係機関は、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 調査研究に用いるデータ及び手法</p> <p>実際の災害対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。</p> <p>また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点での最も有効な手法を活用していくよう努</p>

改 訂 前	改 訂 後										
<p>めることが必要である。</p> <p>(2) 既存の調査研究成果の活用</p> <p>県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を有効に活用できるようにしていくことが必要である。</p> <p>(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施</p> <p>地震災害予防計画の一環として行う調査研究は、最終的には震災対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。</p> <p>3 対策体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第3 災害に対する調査研究</td> </tr> <tr> <td>1 基礎的調査研究</td> </tr> <tr> <td>2 防災アセスメントの実施</td> </tr> <tr> <td>3 被害想定調査の実施</td> </tr> <tr> <td>4 震災対策に関する調査研究</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p>	第3 災害に対する調査研究	1 基礎的調査研究	2 防災アセスメントの実施	3 被害想定調査の実施	4 震災対策に関する調査研究	<p>めることが必要である。</p> <p>(2) 既存の調査研究成果の活用</p> <p>県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を有効に活用できるようにしていくことが必要である。</p> <p>(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施</p> <p>災害予防の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。</p> <p>3 対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <td>第3 災害に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>1 基礎的調査研究</td> </tr> <tr> <td>2 防災アセスメントの実施</td> </tr> <tr> <td>3 被害想定調査の実施</td> </tr> <tr> <td>4 災害対策に関する調査研究</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p>	第3 災害に関する調査研究	1 基礎的調査研究	2 防災アセスメントの実施	3 被害想定調査の実施	4 災害対策に関する調査研究
第3 災害に対する調査研究											
1 基礎的調査研究											
2 防災アセスメントの実施											
3 被害想定調査の実施											
4 震災対策に関する調査研究											
第3 災害に関する調査研究											
1 基礎的調査研究											
2 防災アセスメントの実施											
3 被害想定調査の実施											
4 災害対策に関する調査研究											

改 訂 前	改 訂 後
<p>1 基礎的調査研究-----【市(総務部)】</p> <p>市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。</p> <p>また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。</p>	<p>1 基礎的調査研究-----【市(総務部)】</p> <p>市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。</p> <p>また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。</p>
<p>(1) 自然条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地盤及び地質 ボーリング柱状図、表層地質図等 2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等） 活断層の分布及び活動状況等 3) 地震観測 気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。 	<p>(1) 自然条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地盤及び地質 ボーリング柱状図、表層地質図等 2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等） 活断層の分布及び活動状況等 3) 地震観測 気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。
<p>(2) 社会条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) ハード面 <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の用途、規模、構造等の現況 ②道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況 ③ガソリンスタンド等危険物施設の現況 	<p>(2) 社会条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) ハード面 <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の用途、規模、構造等の現況 ②道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況 ③ガソリンスタンド等危険物施設の現況

改 訂 前	改 訂 後
<p>④耐震性貯水槽等消防水利の現況等</p> <p>2) ソフト面</p> <p>①昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布</p> <p>②市民の防災意識等</p> <p>3) 震災事例</p> <p>国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。</p>	<p>④耐震性貯水槽等消防水利の現況等</p> <p>2) ソフト面</p> <p>①昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布</p> <p>②市民の防災意識等</p> <p>3) 災害事例</p> <p>国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。</p>
<p>2 防災アセスメントの実施-----【市(総務部)】</p> <p>震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力して実施する。なお、実施に際しては、基礎的調査研究の成果等を十分に活用する。</p>	<p>2 防災アセスメントの実施-----【市(総務部)】</p> <p>災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力して実施する。なお、実施に際しては、基礎的調査研究の成果等を十分に活用する。</p>
<p>3 被害想定調査の実施-----【市(総務部)】</p> <p>(1) 市全域を対象とした被害想定の実施</p> <p>震災に関する総合的な被害想定調査は、震災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、市及び防災関係機関で協力し、実施していく。このため、特に、予め震源の特定が困難である直下の地震については、市の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、市全域を対象とした想定調査を推進する。</p>	<p>3 被害想定調査の実施-----【市(総務部)】</p> <p>(1) 市全域を対象とした被害想定の実施</p> <p>災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、市及び防災関係機関で協力し、実施していく。このため、特に、あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については、市の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、市全域を対象とした想定調査を推進する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 地震被害予測システム利用体制の確立 市は、県の構築する地震被害想定システムを利用して、通常時の防災訓練や震災対策立案支援等への活用を図る。</p> <p>(3) 継続的な見直しの実施 被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図る。</p> <p>4 震災対策に対する調査研究-----【市(総務部)】 災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。 震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。</p> <p>【調査研究テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害に強いまちづくりのための調査研究 ②地震被害軽減のための調査研究 ③防災教育・訓練のための調査研究 ④応援・派遣に関する調査研究 ⑤災害情報の収集・伝達に関する調査研究 ⑥被災者生活救援のための調査研究 	<p>(2) 地震被害予測システム利用体制の確立 市は、県の構築する地震被害想定システムを利用して、通常時の防災訓練や震災対策立案支援等への活用を図る。</p> <p>(3) 継続的な見直しの実施 被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図る。</p> <p>4 災害対策に関する調査研究-----【市(総務部)】 災害の発生に地域性、時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。 災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害に強いまちづくりのための調査研究 ②地震被害軽減のための調査研究 ③防災教育・訓練のための調査研究 ④応援・派遣に関する調査研究 ⑤災害情報の収集・伝達に関する調査研究 ⑥被災者生活救援のための調査研究

改 訂 前	改 訂 後
⑦応急復旧・事後処理のための調査研究 ⑧震災復興のための調査研究	⑦応急復旧・事後処理のための調査研究 ⑧災害復興のための調査研究
	<p>5 災害教訓の伝承-----【市(総務部)】</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。</p>